

財 政 状 況 に つ い て
(令 和 3 年 度 兵 庫 県 の 決 算)

令和 4 年 8 月 1 8 日

財 務 部
財 政 課

<目 次>

I	一般会計決算	4
1	決算の概要	4
	(1) 決算規模	4
	(2) 決算収支	4
	(3) 主な財政指標（財政運営の目標の状況）	5
2	歳入・歳出の概要	6
	(1) 歳入の概要	6
	(2) 歳出の概要	7
3	主な歳入の説明	8
	(1) 県税等	8
	(2) 地方交付税等	9
	(3) 県債	10
	(4) 基金残高の推移	11
4	主な歳出の説明	12
	(1) 社会保障関係費	12
	(2) 公債費	13
	(3) 投資的経費	14
	(4) 行政経費	15
II	特別会計決算	16
III	公営企業会計決算	18
◇	県民一人当たりの決算額	19
◇	財政・健全化判断比率用語集	20

I 一般会計決算

1 決算の概要

(1) 決算規模

・新型コロナウイルス感染症対策の経費増等により、歳入歳出ともに2年連続過去最大を更新

◇歳入総額 3兆1,700億円(前年度比+5,964億円、123.2%)

◇歳出総額 3兆1,373億円(前年度比+5,737億円、122.4%)

(2) 決算収支

- ・県税等が増となる一方で交付税算定に係る基準財政収入額は減となり、地方交付税等も増となったことや、歳出不用等により、実質収支は過去最大となる217億81百万円、実質単年度収支は217億円72百万円の黒字を確保
- ・ただし、普通交付税の減額精算(※1)や、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金活用事業等の実績減に対する国庫返納金など、後年度に183億66百万円の精算が生じる見込
- ・この結果、精算分を除いた実質収支は34億15百万円、実質単年度収支は34億6百万円の黒字を確保

※1 地方交付税における基準財政収入額の算定における一部の税目が、実際の税収に比べて過小となった場合、その差額の75%(一部100%)が、翌年度から3年間の地方交付税で精算

(単位:百万円、%)

区 分	R3年度	R2年度	R3-R2	R3/R2
歳入総額 A	3,170,011	2,573,608	596,403	123.2
歳出総額 B	3,137,286	2,563,594	573,692	122.4
形式収支 C=(A-B)	32,725	10,014	22,711	326.8
翌年度繰越財源 D	10,944	9,991	953	109.5
実質収支 E=(C-D)	21,781 (3,415)	23 (23)	21,758 (3,392)	—
単年度収支 F	21,758 (3,392)	▲2 (▲2)	21,760 (3,394)	—
財政基金積立金 G	14	14	0	100.0
財政基金取崩額 H	0	0	0	—
実質単年度収支 (F+G-H)	21,772 (3,406)	12 (12)	21,760 (3,394)	—

※下段()書きは精算分除きの金額

(決算収支の推移)

(単位:百万円)

区 分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
実質収支	596	718	791	821	850	890	670	25	23	21,781 (3,415)
実質単年度収支	349	420	434	428	440	466	226	▲309	12	21,772 (3,406)

※下段()書きは精算分除きの金額

(3) 主な財政指標（県政改革方針における財政運営目標の状況）

（単位：百万円、％）

区分	令和3年度 a	令和2年度 b	増減 a-b	説明	令和10年度までの目標
収支	21,781 (3,415)	23 (23)	21,758 (3,392)	県税等の増や歳出不用等により、実質収支は過去最大の218億円となったものの、交付税の減額精算等の後年度精算が生じる見込のため、精算分を除いた実質収支は34億円となった	収支均衡を目指す
実質公債費比率	15.2%	15.0%	0.2%	標準財政規模が増加する一方、実質償還額の増等により0.2ポイント増加	21%程度 〔地方債協議制度同意基準(18%)と早期健全化基準(25%)の中間値(21.5%)未満〕
3か年平均	15.2%	14.9%	0.3%		
将来負担比率	315.1%	337.3%	▲ 22.2%	標準財政規模が増加したこと等により22.2ポイント減少	305%程度 〔R3見込(319.7%)をH20～H30行革期間の縮減率(▲2.1%/年)並で縮減(305.5%)〕
経常収支比率	97.2%	96.7%	0.5%	臨時財政対策債償還基金費等の県債管理基金への積立により公債費が増加したことから0.5ポイント増加	100%未満を維持

※下段（ ）書きは精算分除きの金額

2 歳入・歳出の概要

(1) 歳入の概要

- ① 県税等 8,737億円（前年度比 +727億円、109.1%）
企業業績の回復等に伴う法人事業税等の増や、輸入の増等による地方消費税の増
- ② 地方交付税等 5,304億円（前年度比 +1,458億円、137.9%）
高齢者保健福祉費等の基準財政需要額の増や、国税収入の補正等に伴う地方交付税増額等による増
- ③ 国庫支出金 6,905億円（前年度比 +2,782億円、167.5%）
感染者数の増等に伴う新型コロナウイルス感染症対策の経費増により、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等が増加したこと等による増
- ④ 県債 1,407億円（前年度比 ▲450億円、75.7%）
県税等の増に伴う減収補填債の皆減等による減
- ⑤ その他 9,347億円（前年度比 +1,447億円、118.3%）
中小企業制度資金貸付金償還金の増等による増

◇歳入決算の内訳

（単位：百万円、%）

区 分	令和3年度		令和2年度		増 減 (a - b)	a / b
	a	構成比	b	構成比		
1 県 税 等	873,727	27.6	801,039	31.2	72,688	109.1
2 地 方 交 付 税 等	530,412	16.7	384,594	15.0	145,818	137.9
地 方 交 付 税	375,278	11.8	302,625	11.8	72,653	124.0
臨 時 財 政 対 策 債	155,134	4.9	81,969	3.2	73,165	189.3
3 国 庫 支 出 金	690,491	21.8	412,288	16.0	278,203	167.5
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 応 地 方 創 生 臨 時 交 付 金	314,528	9.9	55,368	2.2	259,160	568.1
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 緊 急 包 括 支 援 交 付 金	125,506	4.0	115,892	4.5	9,614	108.3
4 県 債	140,657	4.4	185,705	7.2	▲ 45,048	75.7
減 収 補 填 債	0	0.0	37,205	1.4	▲ 37,205	皆減
5 そ の 他	934,724	29.5	789,982	30.6	144,742	118.3
中 小 企 業 制 度 資 金 貸 付 金 償 還 金	735,745	23.2	606,095	23.6	129,650	121.4
合 計	3,170,011	100.0	2,573,608	100.0	596,403	123.2

※ 県債欄は臨時財政対策債を除く

(2) 歳出の概要

- ① 人件費 4,615億円(前年度比 ▲28億円、99.4%)
退職者数の増加に伴い、退職手当が増となる一方、人事委員会勧告に基づく期末・勤勉手当の引き下げ(▲0.15月)等により減
- ② 社会保障関係費 3,434億円(前年度比 +135億円、104.1%)
私立認定こども園等の施設数の増加に伴う給付金等の増
- ③ 公債費 3,471億円(前年度比 +473億円、115.8%)
臨時財政対策債償還基金費の県債管理基金への積立等による増
- ④ 投資的経費 2,723億円(前年度比 +101億円、103.8%)
国の経済対策に対応した基盤整備等の取組等による増
- ⑤ 行政経費 6,315億円(前年度比 +2,679億円、173.7%)
新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給等による増
- ⑥ その他経費 1兆814億円(前年度比 +2,377億円、128.2%)
中小企業制度資金貸付金の増等による増

◇歳出決算の内訳

(単位:百万円、%)

区分	令和3年度		令和2年度		増減 a - b	a / b
	a	構成比	b	構成比		
1 人件費	461,534	14.7	464,286	18.1	▲2,752	99.4
(399,784)			(401,945)		(▲2,161)	(99.5)
期末・勤勉手当等	153,998	4.9	158,413	6.2	▲4,415	97.2
退職手当	37,869	1.2	36,088	1.4	1,781	104.9
2 社会保障関係費	343,414	10.9	329,944	12.9	13,470	104.1
(310,552)			(303,567)		(6,985)	(102.3)
3 公債費	347,083	11.1	299,734	11.7	47,349	115.8
(346,644)			(298,777)		(47,867)	(116.0)
4 投資的経費	272,370	8.7	262,318	10.2	10,052	103.8
5 行政経費	631,529	20.1	363,667	14.2	267,862	173.7
新型コロナウイルス感染症拡大 防止協力金関係経費	293,794	9.4	14,996	0.6	278,798	1,959.1
6 その他経費	1,081,356	34.5	843,645	32.9	237,711	128.2
中小企業制度資金貸付金	735,745	23.5	606,095	23.6	129,650	121.4
合計	3,137,286	100.0	2,563,594	100.0	573,692	122.4

※ 下段()書きは一般財源

3 主な歳入の説明

(1) 県税等 8,737億円 (前年度比 +727億円、109.1%)

- ・特別法人事業譲与税を含めた県税等は、前年度から727億円の増となり、平成27年度の8,023億円を上回る過去最高の8,737億円
- ・法人関係税は、企業業績の回復等により、169億円の増
- ・地方消費税は、輸入の増に伴う貨物割の増等により382億円の増
- ・特別法人事業譲与税は、前年度から91億円の増

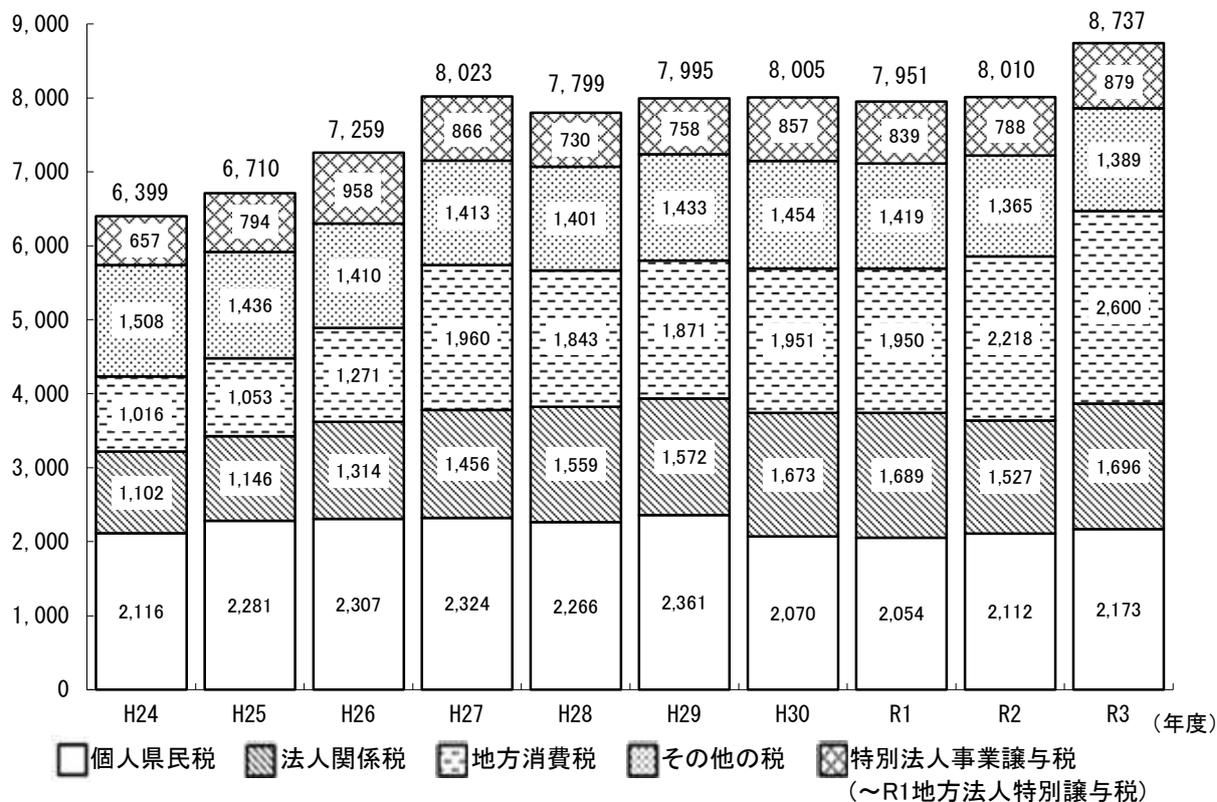
◇県税等

(単位：百万円、%)

区 分	令和3年度 a	令和2年度 b	増 減 (a - b)	a / b
県 税	785,836	722,269	63,567	108.8
個人県民税	217,340	211,216	6,124	102.9
法人関係税	169,563	152,664	16,899	111.1
地方消費税	260,019	221,832	38,187	117.2
その他の税	138,914	136,557	2,357	101.7
特別法人事業譲与税	87,891	78,770	9,121	111.6
合 計	873,727	801,039	72,688	109.1

◇県税等の推移

(億円)



(2) 地方交付税等 5,304億円(前年度比 +1,458億円、137.9%)

- ・当初算定において、基準財政需要額は、高齢者保健福祉費等の増や地域デジタル社会推進費の創設等により272億円の増となり、基準財政収入額は、企業業績の大幅な下振れが見込まれたことにより688億円の減
- ・これらにより、当初算定における普通交付税は228億円の増となり、臨時財政対策債は732億円の増
- ・さらに、国の令和3年度補正予算(第1号)における、国税収入の補正等に伴う再算定の結果、主に以下の内容について地方交付税が増額(※)されたことにより494億円の増

※主な増額内容

- ・臨時経済対策費：国の補正予算における追加歳出に伴う地方負担を措置(63億円)
- ・臨時財政対策債償還基金費：令和3年度の臨時財政対策債を償還するための基金積立に要する経費を措置(425億円)

◇地方交付税等

(単位：百万円、%)

区 分	令和3年度 a	令和2年度 b	増減 (a-b)	a/b
普通交付税	371,130	299,013	72,117	124.1
当初算定	321,773	299,013	22,760	107.6
再算定	49,357	0	49,357	皆増
臨時財政対策債	155,134	81,969	73,165	189.3
合 計	526,264	380,982	145,282	138.1
特別交付税	4,148	3,612	536	114.8
再 計	530,412	384,594	145,818	137.9

※ 普通交付税と臨時財政対策債の合計＝基準財政需要額－基準財政収入額

(3) 県債 1,407億円 (前年度比 ▲450億円、75.7%)

- ・投資的経費に充当した県債は、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債が増(+131億円)となる一方で、通常債の減(▲156億円)などにより、25億円の減
- ・県税等の減収対策として発行する県債は、県税の回復等により425億円の減
- ・臨時財政対策債を含めた県債の総発行額は、前年度から281億円の増

◇県債

(単位：百万円、%)

区分	令和3年度		令和2年度		増減 (a-b)	a/b
	a	構成比	b	構成比		
通常債	87,889	62.5	103,484	55.7	▲15,595	84.9
災害復旧事業債	183	0.1	529	0.3	▲346	34.6
緊急防災・減災事業債	8,777	6.2	7,187	3.9	1,590	122.1
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	25,279	18.0	12,213	6.6	13,066	207.0
緊急自然災害防止対策事業債	14,900	10.6	16,999	9.2	▲2,099	87.7
緊急浚渫推進事業債	3,629	2.6	2,769	1.5	860	131.1
小計	140,657	100.0	143,181	77.1	▲2,524	98.2
減収補填債	0	0.0	37,205	20.0	▲37,205	皆減
特別減収対策債	0	0.0	735	0.4	▲735	皆減
調整債 ^(※)	0	0.0	4,584	2.5	▲4,584	皆減
小計	0	0.0	42,524	22.9	▲42,524	皆減
合計	140,657	100.0	185,705	100.0	▲45,048	75.7

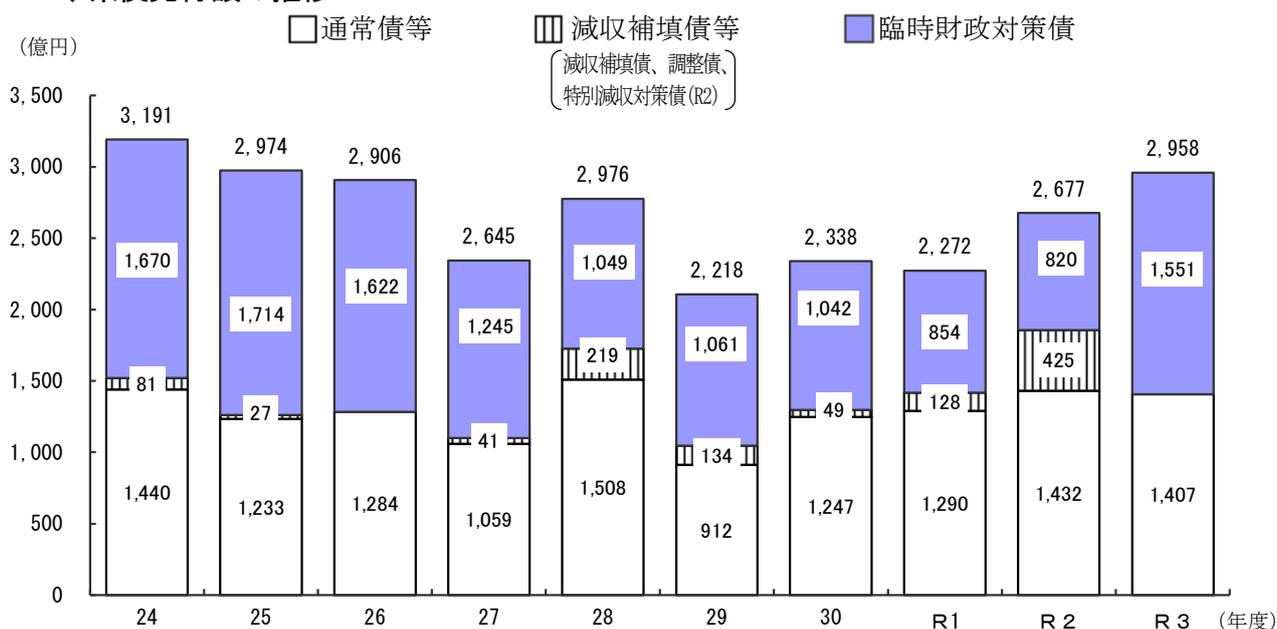
※ 法人住民税法人税割の一部交付税原資化による税率引き下げに伴う減収額及び法人事業税交付金のうち、留保財源相当分(25%)について発行できる地方財政法第5条の特例債である資金手当のための地方債

(参考) 臨時財政対策債を含めた場合

(単位：百万円)

臨時財政対策債	155,134	—	81,969	—	73,165	189.3
県債計	295,791	—	267,674	—	28,117	110.5

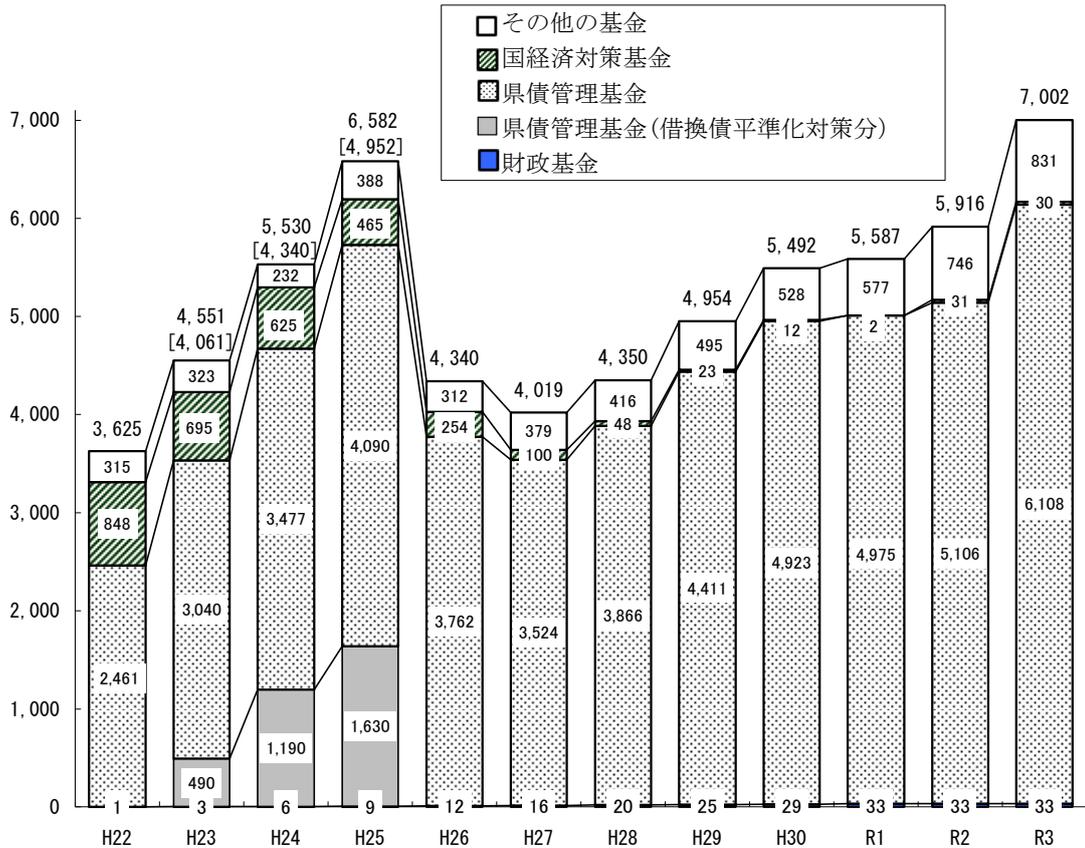
◇県債発行額の推移



※ 通常債等には、災害復旧事業債、緊急防災・減災事業債、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、緊急自然災害防止対策事業債及び緊急浚渫推進事業債を含む

(4) 基金残高の推移

- ・臨時財政対策債償還基金費の県債管理基金への積立等により、前年度から1,086億円増の7,002億円



※借換債平準化対策

平成23～25年度に借換債を追加発行することで留保した基金(1,630億円)を活用し、平成26年度借換債発行額を縮減(4,389億円→2,759億円)する対策
平成23年度から25年度の[]書きは、平準化対策分を除いた金額

(単位: 百万円、%)

区分		令和3年度 決算 A	令和2年度 決算 B	増減 A-B	A/B
県債管理基金	前年度残高 a	510,590	497,450	13,140	102.6
	基金集約分	101,340	103,831	▲2,491	97.6
	積立額 b	254,421	126,555	127,866	201.0
	取崩額 c	154,215	113,415	40,800	136.0
	当該年度残高 a+b-c	610,796	510,590	100,206	119.6
基金集約分	83,420	101,340	▲17,920	82.3	
経済対策関連基金	前年度残高 d	3,085	200	2,885	1,542.5
	積立額 e	1,676	3,462	▲1,786	48.4
	取崩額 f	1,778	577	1,201	308.1
	当該年度残高 d+e-f	2,983	3,085	▲102	96.7
その他の基金	前年度残高 g	77,893	61,047	16,846	127.6
	積立額 h	27,966	41,132	▲13,166	68.0
	取崩額 i	19,442	24,286	▲4,844	80.1
	当該年度残高 g+h-i	86,417	77,893	8,524	110.9
残高合計		700,196	591,568	108,628	118.4

4 主な歳出の説明

(1) 社会保障関係費 3,434億円(前年度比 +135億円、104.1%)

- ・社会保障・税一体改革関係費は、私立認定こども園等の施設数の増加に伴う給付金等の増
- ・その他の社会保障関係費は、医療費の実績増に伴う国民健康保険関係費等の増等により増

◇社会保障関係費

(単位:百万円、%)

区 分	令和3年度 a	令和2年度 b	増 減 (a - b)	a / b
社 会 保 障 関 係 費	343,414 (310,552)	329,944 (303,567)	13,470 (6,985)	104.1 (102.3)
社会 保 障 ・ 税 一 体 改 革 関 係 費	70,329 (52,073)	63,129 (49,824)	7,200 (2,249)	111.4 (104.5)
そ の 他 の 社 会 保 障 関 係 費	273,085 (258,479)	266,815 (253,743)	6,270 (4,736)	102.3 (101.9)
後 期 高 齢 者 医 療 費 県 費 負 担 金	72,097 (72,097)	72,174 (72,174)	▲ 77 (▲ 77)	99.9 (99.9)
障 害 者 自 立 支 援 給 付 費 県 費 負 担 金	27,595 (27,595)	26,370 (26,370)	1,225 (1,225)	104.6 (104.6)
介 護 給 付 費 県 費 負 担 金	66,410 (66,410)	65,473 (65,473)	937 (937)	101.4 (101.4)
国 民 健 康 保 険 関 係 費	45,276 (45,276)	44,031 (44,031)	1,245 (1,245)	102.8 (102.8)
障 害 児 措 置 費	8,312 (7,665)	7,567 (6,853)	745 (812)	109.8 (111.8)
障 害 者 自 立 支 援 医 療 費	9,058 (5,526)	8,759 (5,300)	299 (226)	103.4 (104.3)
児 童 手 当 交 付 金	12,216 (12,216)	12,494 (12,494)	▲ 278 (▲ 278)	97.8 (97.8)
県 単 独 福 祉 医 療 費	9,300 (8,311)	8,702 (7,832)	598 (479)	106.9 (106.1)
特 定 不 妊 治 療 費 助 成 費	1,738 (0)	466 (107)	1,272 (▲ 107)	373.0 (0.0)
そ の 他	21,083 (13,383)	20,779 (13,109)	304 (274)	101.5 (102.1)

※ 各区分のうち上段は決算額、下段()書きは一般財源

(参考) 引上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障施策に要した経費

(単位:百万円)

区 分	金 額
歳 入	70,885
引上げ分の地方消費税収 (社会保障財源化分の市町交付金を除く)	70,885
歳 出	70,885
充実分	52,073
社会保障の充実(子ども・子育て支援、医療・介護の充実)	38,652
公経済負担増	3,275
新しい経済政策パッケージ(幼児教育・保育の無償化等)	10,146
安定化分	18,812

(2) 公債費 3,471億円 (前年度比 +473億円、115.8%)

- ・国の令和3年度補正予算(第1号)における国税収入の補正等に伴い措置のあった、臨時財政対策債償還基金費の県債管理基金積立による増(+425億円)等により前年度から473億円の増

◇公債費

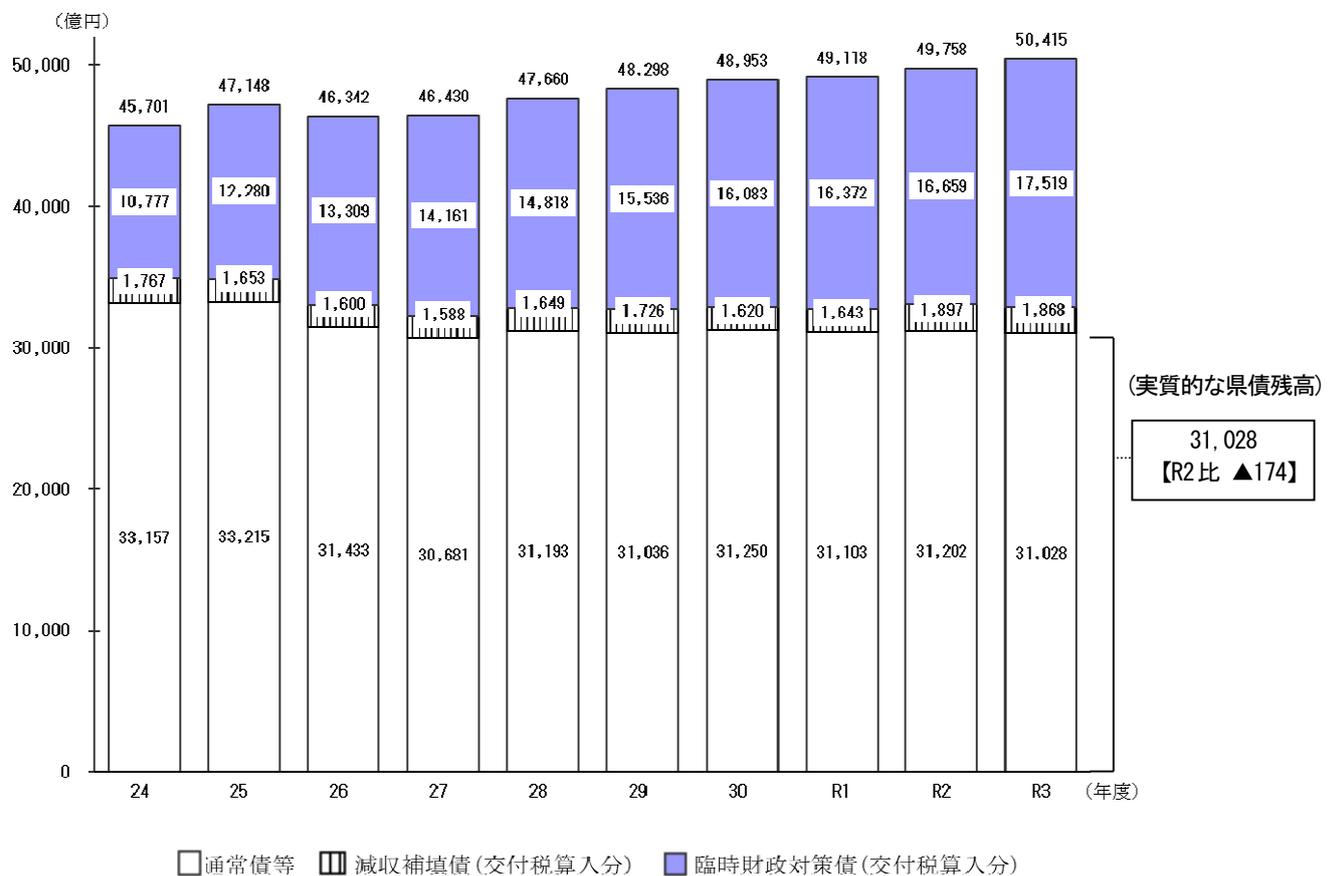
(単位：百万円、%)

区分	令和3年度 a	令和2年度 b	増減 (a - b)	a / b
公債費	347,083	299,734	47,349	115.8

(参考) R3 震災関連公債費：382億円

◇県債残高(今後、金融機関に実際に償還すべき残高)の推移

- ・県債残高の総額から、後年度に地方交付税で措置される臨時財政対策債と減収補填債の残高を除いた実質的な県債残高は、通常債等の償還が進んだこと等により、前年度から174億円の減



(参考1) 地方財政調査方式に基づく県債残高の推移

(単位：億円)

H7	H8	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
15,870	18,183	39,086	39,825	40,442	40,682	41,391	41,340	41,375	41,249	41,192	40,916

※地方財政調査方式に基づく県債残高

満期一括方式で償還する県債について、満期まで各年度の償還相当額を県債管理基金に積み立て、その積立額を「公債費」として取り扱うことで、県債残高から控除したもの

(参考2) 震災関連県債残高の推移(地方財政調査方式)

(単位：億円)

H7	H8	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
8,233	12,131	6,216	5,757	5,303	4,818	4,386	3,992	3,615	3,229	2,853	2,498

※普通会計ベース

(3) 投資的経費 2,724億円(前年度比+101億円、103.8%)

- ・補助事業費は、令和3年度から防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(※1)が開始されたことに伴う、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業の増等により前年度から増
- ・単独事業費は、芸術文化観光専門職大学の完成(R3.4開学)に伴う整備費の皆減等による減

◇投資的経費

(単位:百万円、%)

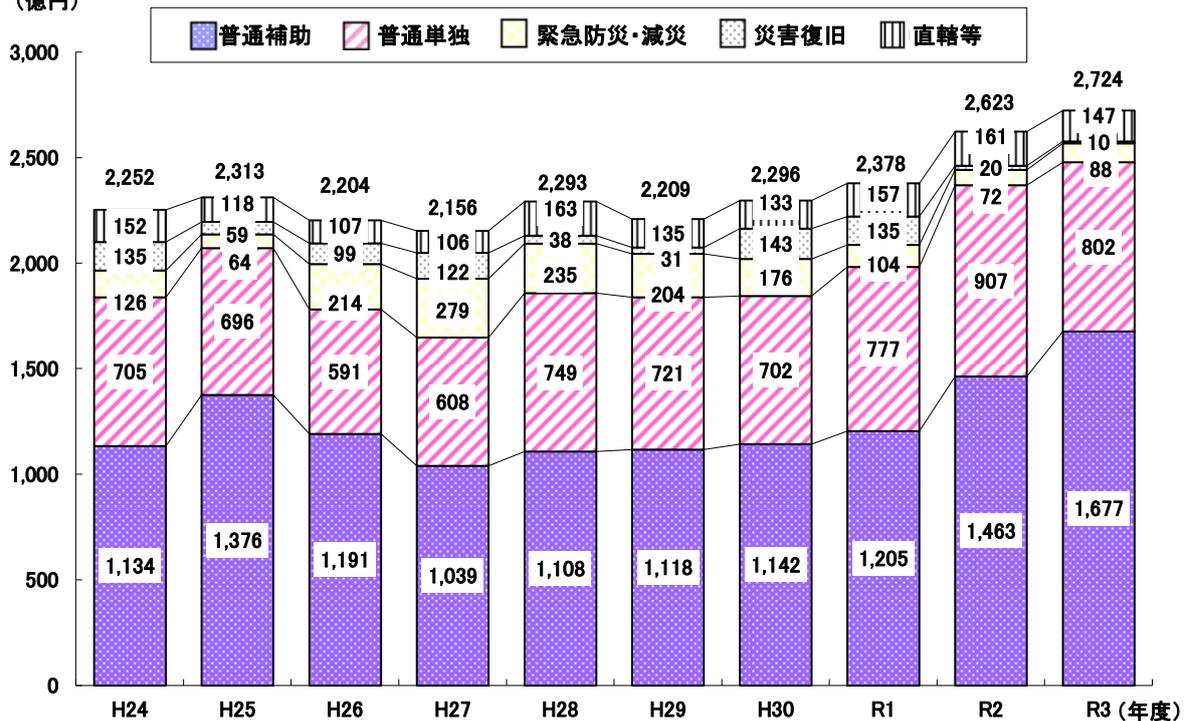
区 分	令和3年度 a	令和2年度 b	増減 (a-b)	a/b
投 資 的 経 費	272,370	262,318	10,052	103.8
普 通 建 設 事 業 費	271,353	260,287	11,066	104.3
補 助 事 業 費	167,680	146,310	21,370	114.6
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	56,958	21,652	35,306	263.1
単 独 事 業 費	89,017	97,866	▲ 8,849	91.0
専門職大学整備事業	0	6,200	▲ 6,200	皆減
緊急自然災害防止対策事業	15,082	17,202	▲ 2,120	87.7
国 直 轄 事 業 負 担 金 等	14,656	16,111	▲ 1,455	91.0
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	3,165	5,039	▲ 1,874	62.8
災 害 復 旧 事 業 費	1,017	2,031	▲ 1,014	50.1

※1 防災・減災、国土強靱化緊急対策の概要

区 分	5か年加速化対策	<参考> 3か年緊急対策
概 要	激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策等の加速化・深化を目的とした国庫補助事業	防災のための重要インフラの機能維持等を目的とした国庫補助事業等
対 策 期 間	令和3年～令和7年(5年間)	平成30年～令和2年(3年間)
事業規模(全国)	おおむね1.5兆円	おおむね7兆円

◇投資的経費の推移

(億円)



(4) 行政経費 6,315億円(前年度比+2,679億円、173.7%)

- ・物件費は、新型コロナウイルス感染症患者宿泊療養施設の借り上げや、ワクチン大規模接種関連経費等により150億円の増
- ・補助費等は、県の営業時間短縮等の要請に応じた飲食店等に対する協力金の支給等により2,531億円の増

◇行政経費

(単位：百万円、%)

区 分	令和3年度 a	令和2年度 b	増減 (a-b)	a/b
行政経費	631,529	363,667	267,862	173.7
物件費	55,375	40,362	15,013	137.2
補助費等	567,091	314,028	253,063	180.6
維持補修費	9,063	9,277	▲214	97.7

(参考) 新型コロナウイルス感染症対策経費

(単位：百万円)

区 分	令和3年度 a	令和2年度 b	増減額 a-b	前年度比 a/b	主な増減理由
物件費	22,953	10,530	12,423	218.0%	・宿泊療養対応関係経費 + 6,081 ・ワクチン大規模接種関係経費 + 2,552 等
補助費等	450,446	216,745	233,701	207.8%	・感染拡大防止協力金関係経費 +277,307 ・介護・感染症対応従事者慰労金 ▲25,741 ・休業要請事業者経営継続支援事業 ▲10,166 等
貸付金 (金融機関への預託金)	650,390	515,982	134,408	126.0%	・新型コロナウイルス感染症対応無利子資金 +134,408
その他	8,254	5,993	2,261	137.7%	・PCR検査公費負担等 + 2,153 等
計	1,132,043	749,250	382,793	151.1%	

Ⅱ 特別会計決算

1 歳入歳出決算（14会計）

◇歳入総額 1兆7,776億円（前年度比 +897億円、105.3%）

◇歳出総額 1兆7,623億円（前年度比 +977億円、105.9%）

2 実質収支 152億72百万円の黒字

3 主な特別会計の歳出規模

（1）地方消費税清算特別会計 4,917億円（前年度比 +670億円、115.8%）

・輸入の増に伴う貨物割の増等により、一般会計への繰出等が増加したことから、前年度から670億円の増

（2）公債費特別会計 6,677億円（前年度比 +60億円、100.9%）

・満期到来額の減に伴い元金償還が減となる一方で、臨時財政対策債償還基金費の県債管理基金積立による増等により、前年度から60億円の増

（3）国民健康保険事業会計 5,178億円（前年度比 +149億円、103.0%）

・一人あたり医療費実績が増加したことに伴い、保険給付費が増加したことにより、前年度から149億円の増

◇特別会計決算収支

(単位：百万円、%)

区 分	歳 入			歳 出			形式収支	翌年度繰越財源	実質収支
	令和3年度	令和2年度	前年度増減 (前年度比)	令和3年度	令和2年度	前年度増減 (前年度比)			
県有環境林等	14,766	14,559	207 (101.4%)	14,766	14,558	208 (101.4%)	0	0	0
港湾整備事業	4,221	3,603	618 (117.2%)	4,028	3,476	552 (115.9%)	193	0	193
公共事業用地 先行取得事業	7,947	8,043	▲96 (98.8%)	7,947	8,043	▲96 (98.8%)	0	0	0
県営住宅事業	30,092	28,595	1,497 (105.2%)	30,014	28,512	1,502 (105.3%)	78	1	77
勤労者総合福祉 施設整備事業	2,893	2,523	370 (114.7%)	2,893	2,523	370 (114.7%)	0	0	0
庁用自動車管理	182	190	▲8 (95.8%)	182	190	▲8 (95.8%)	0	0	0
公 債 費	667,716	661,744	5,972 (100.9%)	667,716	661,744	5,972 (100.9%)	0	0	0
自治振興助成事業	1,203	1,232	▲29 (97.6%)	1,087	1,003	84 (108.4%)	116	0	116
母子父子寡婦 福祉資金	353	307	46 (115.0%)	184	191	▲7 (96.3%)	169	0	169
小規模企業者等 振興資金	3,875	4,349	▲474 (89.1%)	2,452	3,013	▲561 (81.4%)	1,423	0	1,423
農林水産資金	1,888	1,872	16 (100.9%)	696	694	2 (100.3%)	1,192	0	1,192
基金管理	20,823	13,003	7,820 (160.1%)	20,823	13,003	7,820 (160.1%)	0	0	0
地方消費税清算	491,703	427,622	64,081 (115.0%)	491,703	424,721	66,982 (115.8%)	0	0	0
国民健康保険事業	529,937	520,291	9,646 (101.9%)	517,835	502,952	14,883 (103.0%)	12,102	0	12,102
合 計	1,777,599	1,687,933	89,666 (105.3%)	1,762,326	1,664,623	97,703 (105.9%)	15,273	1	15,272

Ⅲ 公営企業会計決算

1 歳入歳出決算（8会計）

◇収益的収支

収入 2,094億円（前年度比 + 126億円、106.4%）

支出 1,988億円（前年度比 ▲ 2億円、99.9%）

◇資本的収支

収入 660億円（前年度比 + 117億円、121.5%）

支出 761億円（前年度比 + 69億円、110.0%）

2 会計別の状況

（1）病院事業

新型コロナウイルス感染症の影響による減収に対し、診療報酬の増額や空床補償等により減収分は概ね補填され、経常損益は28億円の黒字、純損益は32億円の黒字を確保。

（2）企業庁事業

収益的収支を有する会計について、全事業で黒字を確保。水道用水供給事業は、新型コロナウイルス感染症対策として実施していた給水料金減免の解消に伴い、収入が増加したこと等により、純損益は32億円の黒字へ転換。地域整備事業は、土地売却収益の増により、純損益は2億円の黒字へ転換。

（3）流域下水道事業

企業会計適用を開始した平成30年度以来4年連続で黒字を確保。

◇公営企業会計決算収支

（単位：百万円）

区分	病院事業	水道用水供給事業	工業用水道事業	水源開発事業	地域整備事業	企業資産運用事業	地域創生整備事業	流域下水道事業	合計	
収益的収支	収入	(145,296)	(12,524)	(4,406)	(0)	(2,822)	(1,566)	(581)	(29,557)	(196,752)
		151,539	15,918	4,142	0	3,730	1,500	3,093	29,428	209,350
	支出	(150,838)	(12,600)	(3,066)	(0)	(2,914)	(1,217)	(570)	(27,833)	(199,038)
		148,353	12,678	3,072	0	3,570	1,196	1,535	28,425	198,829
差引	(▲ 5,542)	(▲ 76)	(1,340)	(0)	(▲ 92)	(349)	(11)	(1,724)	(▲ 2,286)	
	3,186	3,240	1,070	0	160	304	1,558	1,003	10,521	
資本的収支	収入	(30,892)	(1,174)	(31)	(48)	(251)	(205)	(0)	(21,696)	(54,297)
		34,405	9,302	1,023	80	1,692	509	221	18,729	65,961
	支出	(35,800)	(5,573)	(1,813)	(48)	(2,351)	(0)	(1,338)	(22,268)	(69,191)
		38,949	12,087	2,704	80	1,617	0	1,670	19,020	76,127
差引	(▲ 4,908)	(▲ 4,399)	(▲ 1,782)	(0)	(▲ 2,100)	(205)	(▲ 1,338)	(▲ 572)	(▲ 14,894)	
	▲ 4,544	▲ 2,785	▲ 1,681	0	75	509	▲ 1,449	▲ 291	▲ 10,166	
合計	収入	(176,188)	(13,698)	(4,437)	(48)	(3,073)	(1,771)	(581)	(51,253)	(251,049)
		185,944	25,220	5,165	80	5,422	2,009	3,314	48,157	275,311
	支出	(186,638)	(18,173)	(4,879)	(48)	(5,265)	(1,217)	(1,908)	(50,101)	(268,229)
		187,302	24,765	5,776	80	5,187	1,196	3,205	47,445	274,956
差引	(▲ 10,450)	(▲ 4,475)	(▲ 442)	(0)	(▲ 2,192)	(554)	(▲ 1,327)	(1,152)	(▲ 17,180)	
	▲ 1,358	455	▲ 611	0	235	813	109	712	355	

※ 上段（ ）書きは前年度の数値

(参考)

◇県民一人当たりの決算額

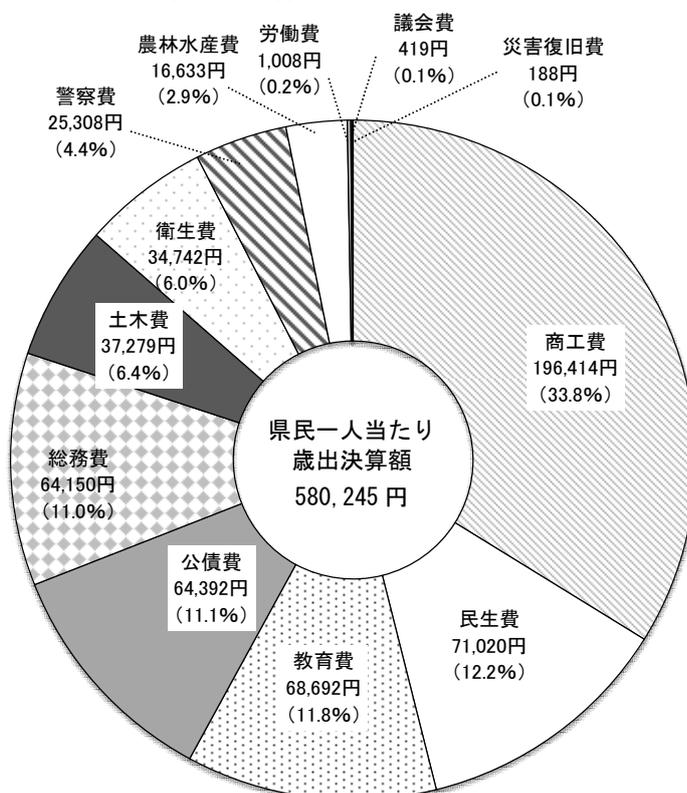
(単位：円)

項目	県民一人当たりの決算額			歳出 構成比
	令和3年度決算 ①	令和2年度決算 ②	① - ②	
歳出	580,245	470,463	109,782	100.0%
商工費	196,414	119,841	76,573	33.8%
民生費	71,020	74,356	▲ 3,336	12.2%
教育費	68,692	68,724	▲ 32	11.8%
公債費	64,392	55,225	9,167	11.1%
総務費	64,150	43,414	20,736	11.0%
土木費	37,279	35,710	1,569	6.4%
衛生費	34,742	28,042	6,700	6.0%
警察費	25,308	25,111	197	4.4%
農林水産費	16,633	16,043	590	2.9%
労働費	1,008	3,200	▲ 2,192	0.2%
議会費	419	424	▲ 5	0.1%
災害復旧費	188	373	▲ 185	0.1%
歳入	586,298	472,301	113,997	
県税等	163,051	148,427	14,624	
県債残高	573,869	572,607	1,262	

※1 県債残高は臨時財政対策債、減収補填債を除く

※2 人口 5,406,826人(令和4年4月1日現在)

◇県民一人当たりの決算額(構成比)



◇財政・健全化判断比率用語集

1 財政関係

(1) 歳入歳出分

臨時財政対策債	地方一般財源の不足を補填するために、本来地方交付税として交付されるべき額の一部を振り替えて発行される特例地方債（地方公共団体が借入れ、後年度の償還費について全額地方交付税に算入される。）
減収補填債	地方税の収入額が標準税収入額を下回る場合、その減収を補うために発行される地方債（後年度の償還費の75%について地方交付税に算入される。）
単独事業	地方公共団体が、国からの補助等を受けずに実施する事業
公債費	地方公共団体が発行した地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合計額
物件費	人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費
補助費等	一定の行政目的から、市町、出資団体、民間団体に対する支出金

(2) 財政指標分

形式収支	歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差し引いた額
実質収支	形式収支から、翌年度へ繰り越した事業の財源として収入済みの歳入額を控除した、実質的な決算。地方公共団体の黒字（赤字）は、これにより判断される。
単年度収支	当該年度の実質収支から前年度の実質収支（前年度までの決算剰余金）を差し引いた、当該年度だけの収支額
実質単年度収支	単年度収支に含まれる実質的な黒字要素である財政基金積立金や赤字要素である財政基金取崩額を控除した額
経常収支比率	県税、普通交付税などの経常的な一般財源収入のうち、人件費や施設維持費などの経常的経費に充当された一般財源の割合。数値が低いほど財政の弾力性が高いことを示す。 ○経常経費充当一般財源／経常一般財源総額

2 健全化判断比率関係

実質公債費比率	<p>公債費による財政負担の度合いを判断する指標として、起債に協議を要する団体と、許可を要する団体の判定に用いられるもの。18%以上となる団体については、起債に当たり許可が必要となる。また、早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%である。</p> <p>○ $\{(A+B+C)-(D+E)\} / (F-E)$ の3年平均</p> <p>A = 当該年度の元利償還額（繰上償還分は除く） B = 準元利償還金（公営企業への繰入金、債務負担行為のうち公債費に準ずるもの等） C = 減債基金積立不足に対する加算（※） D = 元利償還金又は準元利償還に充てられた特定財源 E = " に対する交付税措置額 F = 標準財政規模（含む、臨時財政対策債発行可能額）</p> <p>（※）減債基金積立不足に対する加算 $a \times (1 - b/c)$ a = 満期一括償の実質償還額 b = 前年度末減債基金残高 c = 前年度末あるべき減債基金残高</p>
将来負担比率	<p>一般会計等が将来負担することが見込まれる実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示す指標であり、早期健全化基準は400%である。</p> <p>○ $\{(A) - (\text{充当可能基金等} + \text{交付税算入見込額})\} / (\text{標準財政規模} - \text{交付税算入額})$</p> <p>※A将来負担額の内容</p> <p>① 一般会計等の地方債現在高 ② 債務負担行為に基づく支出予定額（公債費に準ずるもののみ） ③ 一般会計等以外の会計における地方債の元金償還に充てるための繰出見込額 ④ 加入する組合等における地方債の元金償還に必要な負担見込額 ⑤ 一般会計等が負担する退職手当支給予定額 ⑥ 設立した法人の負債の額等、その者のために債務を負担している場合の負担見込額（公社、第3セクター等の損失補償額等及び制度融資等の損失補償額） ⑦ 連結実質赤字額 ⑧ 組合等の連結実質赤字額のうち、一般会計等の負担見込額</p>

(注)

この説明資料は、地方自治法第233条に基づく監査委員の審査及び議会の認定前の決算に関して作成したものである。

総務常任委員会資料

県 税 の 賦 課 徴 収 に つ い て

令和 4 年 8 月 1 8 日

財 務 部
税 務 課

<目 次>

1	令和3年度の県税決算	3
(1)	決算の概要	3
(2)	主な税目の調定徴収状況	7
2	令和4年度の税収確保対策等	13
(1)	税収確保対策	13
(2)	課税自主権の活用	16
(3)	制度改正に向けた国への働きかけ強化	17
	(参考資料) 令和4年6月末の徴収状況	18

1 令和3年度の県税決算

(1) 決算の概要

① 決算額

- ・県税収入全体では、前年度から636億円増収となる7,858億円となり、2年連続の増収となった。
- ・特別法人事業譲与税を含めた全体でも、前年度から727億円増収となる8,737億円となり、平成27年度の8,023億円を上回る過去最高増収となった。

(単位:百万円、%)

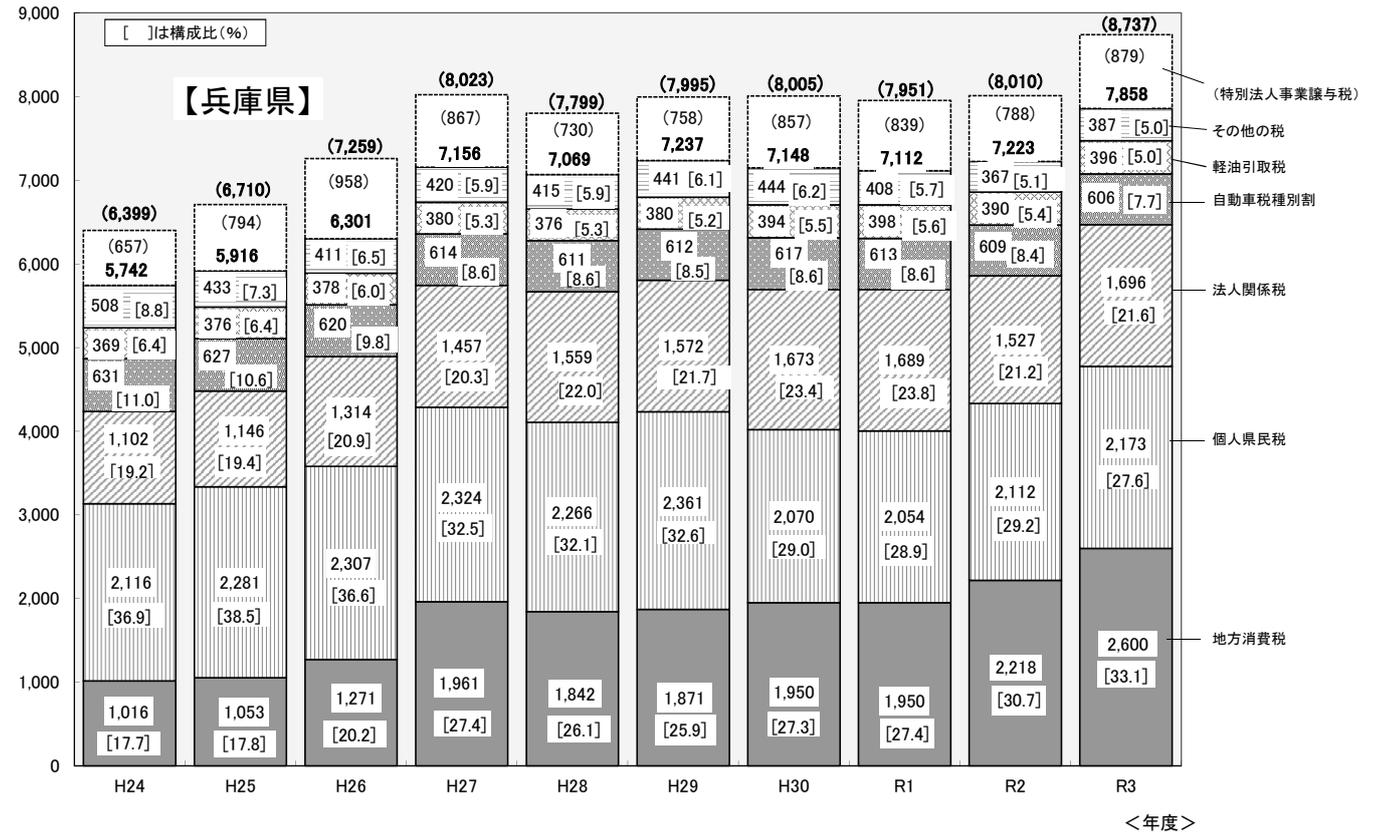
税目	R3		R2		対前年度 増減額 ①-②	対前年度伸率 ①/②
	決算額①	構成比	決算額②	構成比		
個人県民税	217,340	27.6	211,216	29.2	6,124	102.9
法人関係税	169,563	21.6	152,664	21.2	16,899	111.1
事業税	155,584	19.8	137,085	19.0	18,499	113.5
県民税	13,979	1.8	15,579	2.2	▲ 1,600	89.7
地方消費税(清算後)	260,019	33.1	221,832	30.7	38,187	117.2
自動車税	64,689	8.2	64,840	9.0	▲ 151	99.8
種別割	60,578	7.7	60,886	8.4	▲ 308	99.5
環境性能割	4,111	0.5	3,954	0.6	157	104.0
軽油引取税	39,617	5.0	39,048	5.4	569	101.5
不動産取得税	16,555	2.1	15,072	2.1	1,483	109.8
個人事業税	7,689	1.0	7,502	1.0	187	102.5
県たばこ税	5,412	0.7	5,109	0.7	303	105.9
ゴルフ場利用税	3,606	0.5	3,260	0.5	346	110.6
県民税利子割	1,300	0.2	1,681	0.2	▲ 381	77.4
その他	46	0.0	45	0.0	1	101.6
合計	785,836	100.0	722,269	100.0	63,567	108.8
特別法人事業譲与税	87,891	—	78,770	—	9,121	111.6
合計(再計)	873,727	100.0	801,039	100.0	72,688	109.1
法人関係税 + 特別法人事業譲与税	257,454	29.5	231,434	28.9	26,020	111.2

(注1) 「%」表示は、千円単位の税額により算出している。

(注2) 自動車税種別割には旧自動車税を含む(以下同様)。

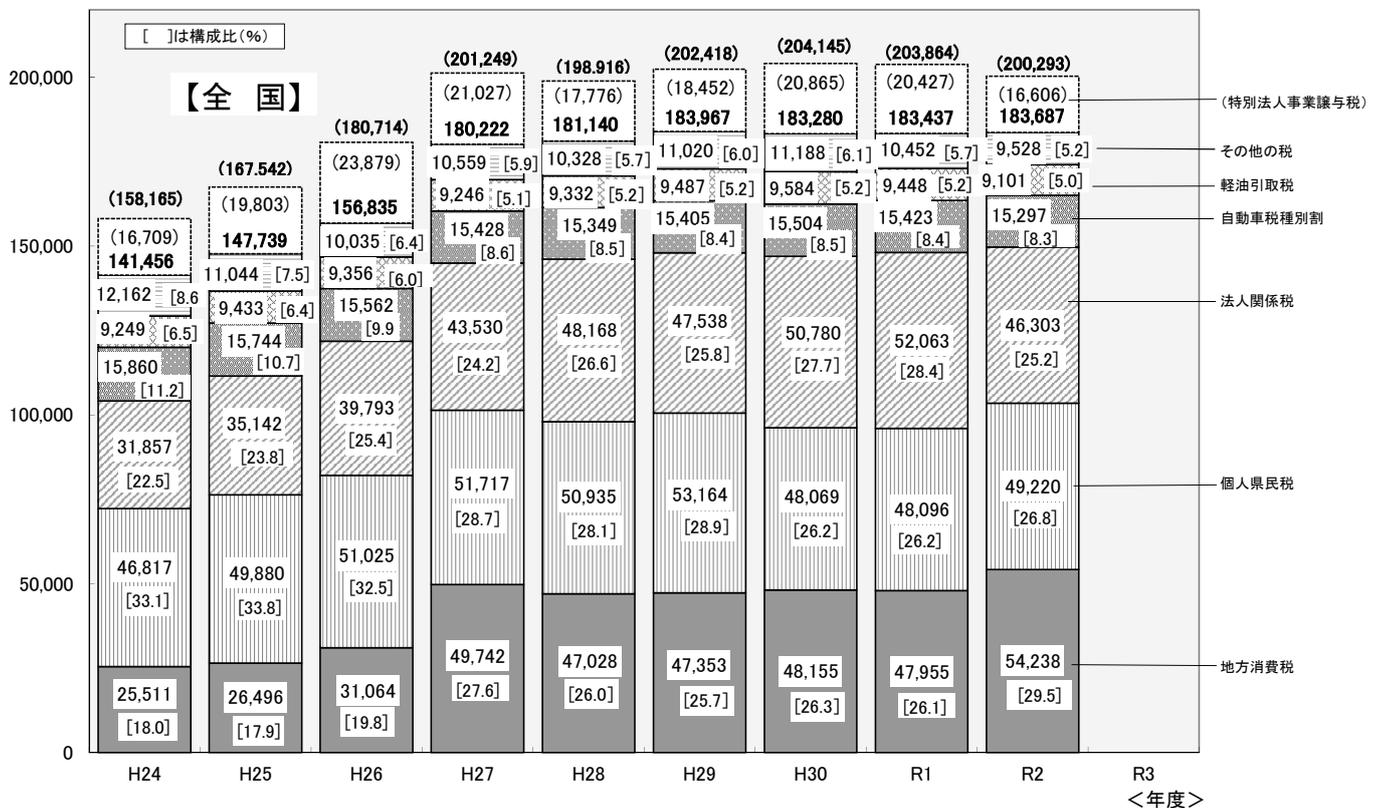
[決算額の推移]

<億円>



※ 兵庫県の地方消費税は清算後の数値を計上。()書きは特別法人事業譲与税(R1までは地方法人特別譲与税)を含む額

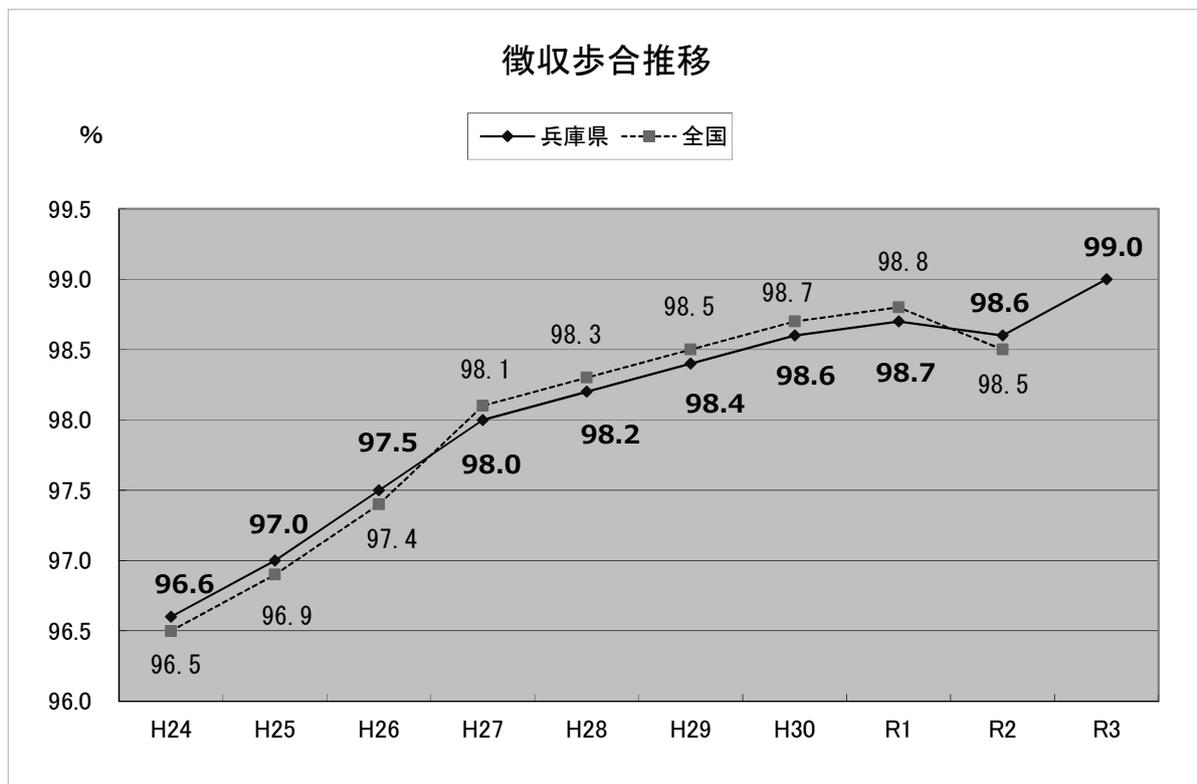
<億円>



※ 全国の地方消費税は清算前の数値を計上。()書きは特別法人事業譲与税(R1までは地方法人特別譲与税)を含む額

② 徴収歩合の状況

- ・行財政運営方針で全国平均を上回る徴収歩合を目標として、兵庫県税収強化対策本部を設置し、現年課税分の早期納税の促進や差押の実施などの税収強化に取り組んだ結果、県税全体の徴収歩合は99.0%と過去最高となった。

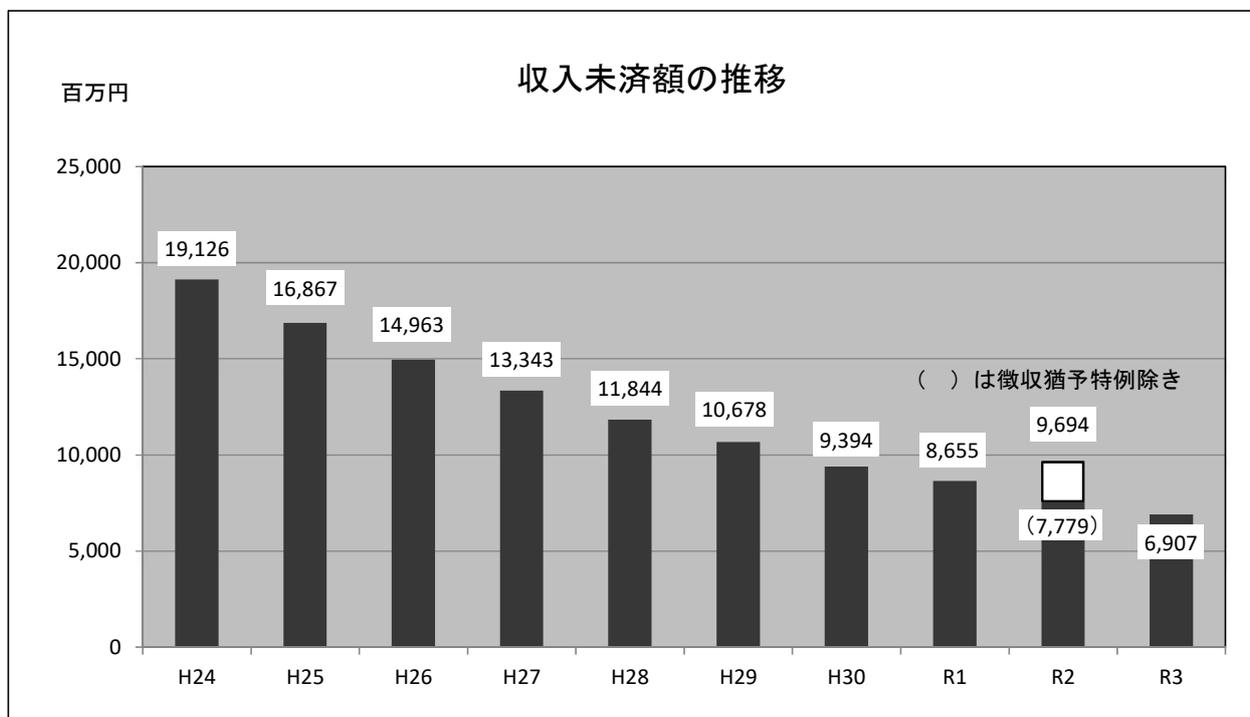


(単位: %)

区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	対前年度増減	
(徴収猶予特例除き) 県税合計	96.6	97.0	97.5	98.0	98.2	98.4	98.6	98.7	(98.8) 98.6	99.0	(0.2) 0.4	
主な税目	個人県民税	93.2	94.1	94.6	95.2	95.5	96.1	96.1	96.5	(96.9) 96.9	97.3	(0.4) 0.4
	法人関係税	99.3	99.5	99.6	99.7	99.7	99.8	99.9	99.7	(99.6) 98.7	99.7	(0.1) 1.0
	自動車税	96.6	97.1	97.6	98.0	98.3	98.5	98.7	98.9	(99.1) 99.0	99.1	(0.0) 0.1
	軽油引取税	99.6	99.3	99.4	99.4	99.7	99.7	99.7	98.7	(99.7) 99.7	99.7	(0.0) 0.0
	不動産取得税	91.8	92.9	95.4	95.8	96.8	97.5	96.4	97.7	(98.0) 96.5	97.6	(▲) 0.4 1.1
	個人事業税	92.6	94.3	95.5	96.4	97.0	97.5	97.7	97.7	(97.9) 97.7	98.1	(0.2) 0.4
(参考) 全国平均	96.5	96.9	97.4	98.1	98.3	98.5	98.7	98.8	98.5			

③ 収入未済額の状況

- 収入未済額は、徴収猶予特例を除く令和2年度の実質的な収入未済額78億円の更なる縮減を目標に、税込確保に取り組んだ結果、前年度から実質ベースで9億円減少し、69億円となった。



(単位: 百万円)

区 分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	対前年度増減
(徴収猶予特例除き) 県税合計	19,126	16,867	14,963	13,343	11,844	10,678	9,394	8,655	9,694	6,907	(▲ 872) ▲2,787
主な税目	個人県民税	14,660	13,203	11,941	10,761	9,779	8,903	7,652	6,802	5,484	(▲ 669) ▲818
	自動車税	1,997	1,680	1,344	1,121	948	832	718	647	484	(519) ▲35
	不動産取得税	1,273	874	726	627	504	401	577	361	386	(284) ▲135
	法人関係税	604	475	443	388	316	282	195	391	393	(570) ▲1,177
	軽油引取税	139	273	233	218	102	102	101	303	101	(101) ▲100
	その他の税	453	362	276	228	195	158	151	151	219	(152) ▲60
	(参考) 法定徴収猶予分・個人県民税を除く収入未済額	4,292	3,304	2,729	2,505	1,999	1,757	1,722	1,624	3,374	1,405
(参考) 全 国	468,333	418,239	370,256	319,544	276,523	237,378	213,922	202,405	271,586		

(2) 主な税目の調定徴収状況

① 個人県民税

堅調な企業業績により配当割、株価高騰や株式取引額の増加により株式等譲渡所得割がいずれも約1.5倍の伸びとなったことから、前年度を上回る。

(単位：百万円、%)

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
個人県民税	223,258	217,340	97.3	102.4	102.9
均等割・所得割	193,894	187,976	96.9	97.9	98.3
配当割	13,468	13,468	100.0	144.7	144.7
株式等譲渡所得割	15,896	15,896	100.0	147.8	147.8

(※均等割・所得割は市町で賦課・徴収を行っている。)

(参考) 均等割・所得割の現年調定額

区 分	課 税 人 員		調 定 額		1 人 当 たり 税 額	
	(人)	対前年度比(%)	(百万円)	対前年度比(%)	(円)	対前年度比(%)
特別徴収	2,151,928	100.4	149,968	98.3	69,690	97.9
普通徴収	540,146	94.2	37,536	97.4	69,492	103.3
合 計	2,692,074	99.1	187,504	98.1	69,650	99.0

② 法人関係税

税率引下げ(標準税率：3.2%→1.0%)により法人県民税が前年度を下回るものの、法人事業税では、新型コロナウイルス禍で落ち込んだ企業業績に回復傾向が見られたことから、前年度を大きく上回る。

(単位：百万円、%)

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
法人事業税	155,963	155,584	99.8	112.3	113.5
法人県民税	14,059	13,979	99.4	88.9	89.7
合 計	170,022	169,563	99.7	109.9	111.1

(参考)

(単位：百万円、%)

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
特別法人事業税※	57,196	57,015	99.7	106.1	107.3
特別法人事業譲与税	87,891	87,891	100.0	111.6	111.6

※地方法人特別税を含む(以下同様)。

税源の偏在是正のため、都道府県が徴収した特別法人事業税は一旦国に払い込まれ、人口基準を用いて国から各都道府県に特別法人事業譲与税として再配分されている(令和2年度から譲与開始)。

(業種別の現年調定額の対前年度比)

・製造業 (117.2%)

14業種のうち12業種が増収となり前年度を上回る。

<増収となった主な業種>

電機 (141.8%)、化学 (121.3%)、金属 (124.6%)

電機は設備投資等で需要停滞があったものの巣ごもり消費等の需要増加により、化学は主力製品の販売量増加や経費削減の徹底により、金属は設備投資等の需要増により、前年度を上回った。

<減収となった業種>

輸送用機械 (74.9%)

輸送用機械が航空宇宙システム事業や車両事業の需要減により、前年度を下回った。

・非製造業 (108.7%)

12業種のうち9業種が増収となり、前年度を上回る。

<増収となった主な業種>

小売 (119.3%)、卸売 (117.3%)、サービス (105.7%)

小売、卸売、サービスは巣ごもり消費の増加等により、前年度を上回った。

<減収となった業種>

運輸通信 (81.9%)、電力 (95.9%)

運輸通信は通信事業や物流事業は堅調なものの旅客数の減少等により、電力は小売販売電力量の減少により、前年度を下回った。

③ 地方消費税

輸入額の大幅な増を反映した貨物割の増収に伴い、前年度を大きく上回る。

(単位：百万円、%)

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
地方消費税 (清算後)	260,019	260,019	100.0	117.2	117.2

地方消費税は各取引時に税が課されるが最終的な税負担者は最後の消費者となる。このため、最後の消費者が属する都道府県に税収を帰属させる必要があり、消費に関連した基準を用いて各都道府県に再配分する清算制度が設けられている。

(参考) 地方消費税 (清算前)

(単位：百万円、%)

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
譲 渡 割	118,841	118,841	100.0	110.8	110.8
貨 物 割	132,208	132,208	100.0	130.2	130.2
合 計	251,049	251,049	100.0	120.3	120.3

④ 自動車税種別割

課税台数、1台あたり税額ともに微減したことにより、前年度を下回る。

(単位：百万円、%)

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
自動車税種別割	61,113	60,578	99.1	99.4	99.5

[課税状況]

(単位：台、%)

区 分	台数等	対前年度比
登録台数	1,776,789	99.8
非課税等台数	103,443	98.1
課税台数	1,673,346	99.9
1台あたり税額	36,202円	99.7

(課税台数内訳)

(単位：台、%)

区 分	台 数	対前年度比
乗用車 (1.5L以下)	621,223	101.5
乗用車 (1.5L超2.0以下)	527,255	99.1
乗用車 (2L超)	293,976	97.3
トラック等	230,892	100.8
合 計	1,673,346	99.9

[恒久減税（令和元年度税率引下げ）影響 △512百万円（対前年度比294.8%）]

令和元年10月以後に新車新規登録の自家用乗用車は税率引下げ（39,500円→36,000円等）

[グリーン化特例に関する状況]

(単位：%)

区分	台 数	対前年度比	調定額	対前年度比
軽課	44,594台	92.7	△1,119百万円	88.7
重課	333,733台	100.1	1,711百万円	100.8
合計	378,327台	99.1	592百万円	135.6

※軽課：新車新規登録された電気自動車等の環境負荷の小さい自動車に対し、登録翌年度に限り税率を概ね75%又は50%軽減。

重課：新車新規登録から一定年数（ガソリン車の場合13年超等）を経過した自動車に対し、経過した翌年度から税率を概ね15%重課（バス・トラックは概ね10%重課）。

⑤ 自動車税環境性能割

令和元年10月からの自家用乗用車に係る税率1%分の臨時的軽減措置が、令和3年12月末取得までで終了したことから、前年度を上回る。

(単位：百万円、%)

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
自動車税環境性能割	4,111	4,111	100.0	104.0	104.0

(現年調定額等と対前年度比)

(単位：%)

区 分	調定額		課税台数		1台当たり税額	
新車	3,668百万円	103.8	56,259台	88.9	65,206円	116.7
中古車	443百万円	105.3	13,895台	91.3	31,847円	115.3
計	4,111百万円	104.0	70,154台	89.4	58,598円	116.3

⑥ 軽油引取税

トラック輸送の回復傾向等を背景に、納入数量が増加(103.0%)したことに伴い、課税標準量が増加(102.0%)し、前年度を上回る。

(単位：百万円、%)

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
軽油引取税	39,718	39,617	99.7	101.5	101.5

⑦ 不動産取得税

土地取引が増加したことに加え、家屋移転分も伸びたため、全体でも前年度を上回る。

(単位：百万円、%)

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
不動産取得税	16,960	16,555	97.6	108.5	109.8

(現年調定額と対前年度比) (単位：百万円、%)

区 分		調定額	対前年度比
家 屋	新 築	5,515	97.8
	移 転	4,575	106.4
	小 計	10,090	101.5
土 地		6,374	118.9
合 計		16,464	107.6

⑧ 個人事業税

請負業等で前年度を下回るものの、税収の中で最も高い構成比を占める不動産貸付業や、物品販売業等が前年度を上回り、全体としても前年度を上回る。

(単位：百万円、%)

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
個人事業税	7,838	7,689	98.1	102.0	102.5

(主な業種の現年調定額と対前年度比等) (単位：百万円、%)

区 分	調定額	対前年度比	構成比
不動産貸付業	2,817	101.1	36.7
請 負 業	1,616	97.7	21.1
物品販売業	525	123.8	6.8
税 理 士 業	382	109.7	5.0
製 造 業	252	86.5	3.3
そ の 他	2,081	102.6	27.1
計	7,673	101.9	100.0

⑨ 県たばこ税

課税本数は減少(99.0%)したものの、令和3年10月から税率が引き上げられたため(1,000円→1,070円(1,000本当たり))、前年度を上回る。

(単位：百万円、%)

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
県たばこ税	5,412	5,412	100.0	105.9	105.9

⑩ ゴルフ場利用税

コロナ禍により減少した前年度から利用者数が回復し、前年度を上回る。

(単位：百万円、%)

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
ゴルフ場利用税	3,612	3,606	99.8	109.3	110.6

(課税人員等と対前年度比) (単位：%)

区 分	人員・税額	対前年度比
課税人員	5,522千人	107.7
1人当たり課税額	646円	100.3

(非課税人員) 1,451千人 (111.1%) (ゴルフ場数) 160か所 (▲1か所)

⑪ 県民税利子割

大宗を占める銀行等預金利子が、定期預金の金利低下の影響から減少し、前年度を下回る。

(単位：百万円、%)

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
県民税利子割	1,309	1,300	99.4	77.5	77.4

(現年調定額と対前年度比等) (単位：百万円、%)

区 分	調定額	対前年比
銀行等預金利子	994	72.6
公社債利子等	308	96.5
計	1,302	77.2

2 令和4年度の税収確保対策等

(1) 税収確保対策

① 取組方針

県政改革方針に基づき、全国平均を上回る徴収歩合を達成するとともに、収入未済額をさらに縮減するため、全県及び県民局・県民センター(県税事務所)に税収強化対策本部を設置し、税収確保対策に取り組む。毎月、対策本部会議を開催し、進行管理の徹底を図る。

なお、取組に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響により資力が低下した納税者等に対して、十分に配慮する。

【徴収歩合】

(単位：%)

区 分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4 (当初)
(猶予特例除き) 本 県①	97.5	98.0	98.2	98.4	98.6	98.7	(98.8) 98.6	99.0	99.1
全 国②	97.4	98.1	98.3	98.5	98.7	98.8	98.5		
差 (①-②)	+0.1	▲0.1	▲0.1	▲0.1	▲0.1	▲0.1	+0.1		

※令和4年度の本県は当初予算

【収入未済額】

(単位：百万円)

区 分	H29	H30	R1	R2	R3	R3-R2
(猶予特例除き) 県税合計	10,678	9,394	8,655	(7,779) 9,694	6,907	(▲872) ▲2,787

② 主な対策

ア 個人県民税の滞納対策の強化

(ア) 市町の徴収対策等への支援

個人住民税特別対策官を中心に、徴収に関する技術支援及び情報提供を行う等、引き続き市町の徴収能力向上を支援

<支援内容>

- ・ 市町間連携への支援を行うため、市町間併任にかかる先進事例等の情報提供や市町間併任を必要とする市町の仲介等を実施
- ・ 地域別会議等の場を活用し、具体的な処理困難事例や効果的な徴収対策に関する情報提供を行うことなど、情報提供機会を充実
- ・ 全市町を対象に、法律解釈や徴収技術に関する質問に対応するとともに、特に困難な事案がある場合や進行管理が行えていない場合等に市町への個別指導を実施するなど、助言・指導の強化

(イ) 特別徴収の推進

平成30年度から開始した全ての事業者を対象とした特別徴収義務者の一斉指定について、県内市町と連携しながら、新規事業者や関係団体への周知・理解促進に取り組むほか、滞納があった場合の滞納処分の実施等、引き続き制度の適切な運用に努める

(ウ) 県・市町共同徴収対策の実施

項目	R4 取組	R3 実績
共同文書催告	県民局・県民センターごとに設置している市町との地域別会議で毎年度具体的な実施内容を決定	33 市町 31, 581 件
徴収確保重点月間（12 月）の市町との合同実施		合同重点月間の設定 5 地域
地域別市町職員研修		8 地域で開催、75 人参加

イ 滞納整理の強化

「滞納整理ガイドライン」、「滞納整理マネジメントマニュアル」及び「滞納整理支援システム」を活用し、差押執行分の処理促進、個人事業税の県下一斉催告の実施、自動車税の滞納分の処理促進、課税年度の古い滞納繰越分の集中処理等、催告や差押等による滞納処分等を計画的に進め、収入未済額の縮減を図る。

項目	R4 取組	R3 実績
R4 年度滞納分の処理促進	①自動車税特別支援班による電話催告 ②自動車税の書面による全県一斉催告(8・10・12・1・3月) ③個人事業税の文書・電話による全県一斉催告(10・12・1月催告)	① 催告件数： 7,868 件 ② 催告件数： 93,023 件 計：100,891 件 徴収額：1,553,993 千円 ③ 催告件数： 2,088 件 徴収額：123,666 千円
自動車税現年滞納分の集中処理	抹消・移転分のみ滞納案件の早期集中処理	抹消・移転分のみ滞納案件の早期集中処理 1,299 件、徴収額 23,366 千円
自動車税滞納繰越 1 年経過分の集中処理	①定期催告の強化 ②抹消・移転分のみ滞納案件の早期集中処理	①定期催告の強化 ②抹消・移転分のみ滞納案件の早期集中処理 384 件、徴収額 8,788 千円
長期間差押執行分の集中処理	H29 以前の差押分を中心に公売・他の債権差押・停止等を実施	H28 以前の差押分を中心に公売・他の債権差押・停止等の実施 27 件、徴収額等 2,389 千円
高額・困難事案の処理促進	①県民局・県民センター（県税事務所）ごとの徴収強化対策本部において、地域の実情に応じた滞納対策を決定し実施 ②徴収確保重点月間（12 月）の設定	実施人員 221 人、徴収額 813,130 千円
タイヤロックを活用した自動車の差押え	②徴収確保重点月間（12 月）の設定	前提交渉 124 人、装着 6 台（2 台公売）、成果 18,646 千円（うち公売分 519 千円）
搜索による動産の差押え		8 県税事務所、19 箇所実施
インターネット等を活用した公売		2 物件、売却額 888 千円（インターネット公売 1 件実施・不落）

ウ 軽油引取税の対策

令和3年度は、令和2年度に犯則調査を実施した不正軽油の製造・販売を行った者について、告発をした。

また、軽油引取税は申告納税制度を採用しており、申告数量の適否の確認を行う税務調査は極めて重要であることから、令和4年度は、重点実施調査として特別徴収義務者に対する帳簿調査を中心とした課税標準調査を実施する。

項目	R4 取組	R3 実績
摘発の推進	近畿府県や県警等関係機関と連携を図り、さらに不正軽油の流通阻止に向けて取り組むとともに、悪質業者の摘発を推進	<ul style="list-style-type: none"> 不正軽油の製造、販売を行った者について、告発 兵庫県不正軽油対策協議会等を通じ、情報交換や啓発広報を実施
重点実施調査	特別徴収義務者への帳簿調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> 複雑な流通経路の課税済軽油を引取る者、大量の軽油周辺油種を販売する者等を対象に、申告数量の根拠となる帳票、課税済軽油に関する課税状況等の確認を実施 申告誤りを発見した場合、課税処分を行うとともに、適切な申告を指導 	免税軽油使用者への調査と免税制度の適正な運用の徹底 <ul style="list-style-type: none"> 船舶等使用数量が多い免税軽油使用者を対象に、免税軽油の不正使用等がないか、重点的に調査を実施 免税軽油使用者証や免税証の交付時等の機会を捉え、適正な申請と使用の徹底について指導 調査者数 112 者 課税件数 247 件 課税額 4,879 千円
路上・事業所における抜取調査	近畿府県不正軽油追放強調月間（10月）等で実施	<ul style="list-style-type: none"> 路上：9回実施 108本抜取（要調査0本） 事業所：272箇所 308本抜取（要調査3本） （重点実施調査分を含む） 要調査分：問題なし2、調査中1
公共工事現場における抜取調査	県公共工事発注部局と連携して実施	<ul style="list-style-type: none"> 34箇所を実施 50本抜取（不良0本）

※ 調査により不良軽油を発見した場合、販売経路等の追跡調査を実施し、購入者への不買指導、販売者への課税処分、他府県への通報等を行う。
特に悪質な者には、告発等を見据えた犯則調査に移行する。

エ 納税環境の整備

スマートフォン決済アプリやクレジットカードによる納税など、多様な納税手法の利用促進に向けた県民広報を推進する。

(2) 課税自主権の活用

本県では、課税自主権を活用し、法人県民税（法人税割）、法人事業税、県民税均等割について、超過課税を実施している。

① 法人県民税（法人税割）超過課税

区 分	内 容
実施期間	(第10期) 令和元年10月1日から令和6年9月30日までの5年間に開始する各事業年度分
対象	資本金（または出資金）の額が1億円超または法人税額年2,000万円超の法人
超過税率	(第10期) 1.8%（標準税率1.0%）
税収見込	(第10期) 総額170億円程度（令和3年度：35億円）
充当事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤労者の能力向上と労働環境の整備への支援 ・ 子育てと仕事の両立支援 ・ 子育て世帯への支援

② 法人事業税超過課税

区 分	内 容
実施期間	(第9期) 平成28年3月12日から令和3年3月11日までの5年間に終了する各事業年度分 (第10期) 令和3年3月12日から令和8年3月11日までの5年間に終了する各事業年度分
対象	資本金（または出資金）の額が1億円超または所得金額7,000万円（収入金課税法人については収入金額5.6億円）超の法人
超過税率	標準税率（法人事業税と地方法人特別税（令和元年10月1日以後に開始する事業年度については特別法人事業税）の合算ベース）の1.05倍
税収見込	(第9期) 総額420億円程度（令和3年度：2億円） (第10期) 総額350億円程度（令和3年度：88億円）
充当事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ ポストコロナ社会における新たな産業・雇用構造の創造 ・ 稼ぐ力を持つ産業の強化 ・ 環境変化に対応し、挑戦する人材の強化 ・ 地域の魅力で沸き起こる交流の強化 ・ 産業立地基盤整備・防災力の強化

③ 県民緑税（県民税均等割超過課税）

区 分	内 容
実施期間	(第3期) 個人：平成28～令和2年度分 法人：平成28年4月1日から令和3年3月31日までの5年間に開始する各事業年度分 (第4期) 個人：令和3～令和7年度分 法人：令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間に開始する各事業年度分
対象	個人：1月1日現在で県内に住所等を有する人（一定の所得基準等を下回る等により均等割が課税されない人は対象外） 法人：県内に事務所、事業所等を有する法人等
超過税率 (標準税率に上乘せ)	個人：800円（個人県民税均等割額の標準税率は1,000円） ※別途、東日本大震災の復興特例加算分として500円加算（平成26～令和5年度） 法人：標準税率の均等割額の10%相当額
税収見込	(第3期) 総額120億円程度（令和3年度：7億円） (第4期) 総額120億円程度（令和3年度：19億円）
充当事業	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に強い森づくり ・都市の緑化（県民まちなみ緑化事業）

（3）制度改正に向けた国への働きかけ強化（主な項目）

① 地方税体系の充実強化

- ア 自動車関係税の見直しに伴う慎重な検討
- イ 国際課税ルールの見直しに伴う地方法人課税の制度検討
- ウ 金融所得課税の適切な見直し
- エ 応益性を反映する外形標準課税の拡充
- オ 個人事業税の対象業種の限定廃止など、事業税の課税の仕組みの見直し
- カ 電気・ガス供給業における法人事業税の課税方式の堅持
- キ ゴルフ場利用税の堅持
- ク 消費税インボイス制度導入に向けた事業者への支援
- ケ 森林環境税及び森林環境譲与税の円滑な導入のための措置
- コ 国・地方間の税源配分のあり方を見直し

② ふるさと納税の適切な制度設計

- ア ふるさと納税ワンストップ特例制度の是正
- イ 個人住民税の特例控除額の限度額（所得割額の2割）の見直し

(参考資料) 令和4年6月末の徴収状況

(単位：百万円)

区分 税目		令和4年度						
		当初予算額		6月末			前年同期比	
		収入額 (A)	前年度決 算対比 %	調定額 (B)	徴収額 (C)	徴収 割合 (C)/(B)%	調定	徴収
%	%							
個人県民税		213,542	98.3	29,176	15,274	52.4	95.3	98.0
法人 関係 税	法人事業税	154,973	99.6	67,322	67,007	99.5	109.5	111.5
	法人県民税	14,087	100.8	5,886	5,792	98.4	97.3	98.2
	計	169,060	99.7	73,208	72,799	99.4	108.4	110.3
地方消費税(清算後)		254,651	97.9	58,262	58,262	100.0	98.0	98.0
自動 車 関 係 税	自動車税(種別割)	61,280	101.2	61,972	57,655	93.0	100.5	100.7
	自動車税(環境性能割)	5,074	123.4	1,265	1,265	100.0	131.5	131.5
	軽油引取税	40,502	102.2	9,845	6,505	66.1	98.5	88.1
	計	106,856	102.4	73,082	65,425	89.5	100.6	99.7
そ の 他 税	不動産取得税	16,470	99.5	3,837	3,370	87.8	112.3	117.7
	個人事業税	7,831	101.8	254	111	43.7	94.6	102.3
	県たばこ税	5,477	101.2	1,419	1,419	100.0	107.7	107.7
	ゴルフ場利用税	3,518	97.6	987	976	98.9	102.5	107.2
	県民税利子割	1,350	103.8	238	230	96.6	63.2	62.3
	狩猟税	35	98.4	0	0	—	—	—
	鉦区税	10	99.3	10	10	100.0	100.9	100.9
計	34,691	100.2	6,745	6,116	90.7	106.2	109.7	
合計		778,800	99.1	240,473	217,876	90.6	101.7	102.7

[特別法人事業譲与税を含めた場合]

特別法人事業譲与税	94,700	107.7	6,827	6,827	100.0	132.4	132.4
法人関係税(再計)	263,760	102.4	80,035	79,626	99.5	110.1	111.9
合計(再計)	873,500	100.0	247,300	224,703	90.9	102.3	103.4

県政改革の推進に向けた取組について

令和 4 年 8 月 1 8 日

財 務 部
県 政 改 革 課

<目 次>

I	民間活力の活用	3
II	公社等の経営指導・助言	5
III	業務改革の推進	7
IV	ひょうご事業改善レビューの実施	10
V	内部管理制度の適切な運用	11

I 民間活力の活用

1 指定管理施設における指定管理者の選定

民間事業者との対話（サウンディング調査）を積極的に実施するとともに、関係者等との合意形成や県施策への影響にも配慮しながら、指定管理者の原則公募化を推進。

(1) 公募の実施方針

施設分類	指定管理者の選定
従前から公募を行っている施設	原則公募
事業者の参入意欲 ^{※1} が高い施設	原則公募 (導入時期は個別状況 ^{※2} を踏まえ判断)
事業者の参入意欲が低い施設	状況の変化に応じ公募を検討 (当面は非公募で対応)

※1 サウンディング調査における民間事業者の意向等

※2 関係者等との合意形成の状況や県施策への影響等

(2) サウンディング調査（R4.1～3）の実施

R4年度末に指定期間が満了する22施設を対象として、公募により事業者を募集したところ、29者がのべ80施設に対して応募。全国的に指定管理実績が多い会館、社会教育施設、体育施設などの集客施設に対する応募が多数。

応募状況		施設名
10者以上	2施設	嬉野台生涯教育センター、こどもの館
5～9者	5施設	但馬文教府、西播磨文化会館、淡路文化会館、芸術文化センター、 尼崎スポーツの森
1～4者	9施設	先端科学技術支援センター [※] 、こころのケアセンター、但馬ドーム [※] 、フラワーセンター、あわじ花さじき、淡路佐野運動公園 [※] 、県営住宅（阪神南地区） [※] 、県営住宅（神戸地区）、兔和野高原野外交育センター
応募なし	6施設	山の学校、障害児者リハビリテーションセンター、相生港那波旅客来訪船舶 棧橋、津名港志筑来訪船舶棧橋、東播磨港小型船舶係留施設、 尼崎西宮芦屋港利便機能付係留施設

※の施設は従来から公募を実施

(3) R4年度の公募施設

従来から公募している4施設と合わせ、サウンディング調査の結果を踏まえ、民間事業者の参入意欲が高く、関係者等との合意形成が図られるなど、条件が整った施設から公募を導入。

その他の施設は、関係者との合意形成や県施策への影響を踏まえ、公募化に向けた検討を引き続き進めることとし、当面の間（1～3年間程度）非公募により現指定管理者を選定。

2 PFI 制度導入の優先的検討

一定規模以上の公共施設の新設・建替等の実施について、PFI 制度の導入を優先的に検討するため、新たにガイドラインを策定（策定期間：R4.10 頃）。

※ PFI(Private Finance Initiative)：民間資金等活用事業

公共施設の整備・改修等を実施する手法の一つであり、施設の設計・建設・維持管理・運営について、民間の資金や経営能力、技術的能力等のノウハウを最大限活用して行う官民連携の事業手法。

【優先的検討の対象（検討中）】

項目	内容
対象事業	公共施設の新設・建替
対象施設	庁舎、県営住宅、公舎、医療施設、社会福祉施設、観光施設、スポーツ施設、社会教育施設、文化施設、学校施設、警察施設、空港、廃棄物処理施設、上水道施設、下水道施設、都市公園
対象事業費	施設整備費 10 億円以上（維持管理・運営に係る経費は含まない）

Ⅱ 公社等の経営指導・助言

【密接公社等一覧（全 32 団体）】（R4. 4. 1 現在）

(公財)ひょうご震災記念 21 世紀研究機構	(公社)ひょうご農林機構
(公財)兵庫県人権啓発協会	(公財)兵庫県営林緑化労働基金
(公財)兵庫丹波の森協会	(公財)ひょうご豊かな海づくり協会
(公財)兵庫県生きがい創造協会	(公財)ひょうご環境創造協会
(公財)兵庫県芸術文化協会	兵庫県土地開発公社
(公財)兵庫県青少年本部	但馬空港ターミナル(株)
(公財)兵庫県住宅再建共済基金	(公財)兵庫県まちづくり技術センター
(社福)兵庫県社会福祉協議会	兵庫県道路公社
(社福)兵庫県社会福祉事業団	ひょうご埠頭(株)
(公財)兵庫県健康財団	新西宮ヨットハーバー(株)
(公財)ひょうご産業活性化センター	(公財)兵庫県園芸・公園協会
(公財)計算科学振興財団	兵庫県住宅供給公社
(公財)ひょうご科学技術協会	(公財)兵庫県住宅建築総合センター
(公財)兵庫県勤労福祉協会	(株)夢舞台
(公財)兵庫県国際交流協会	(株)ひょうご粒子線メディカルサポート
(公社)ひょうご観光本部	(公財)兵庫県スポーツ協会（※R4. 4 改称）

1 運営の合理化・効率化

(1) 経営の安定化

令和3年度の収支がマイナスとなった団体は11団体。当期収支がマイナスとなった11団体のうち、新型コロナウイルスの影響が主なマイナス要因となっている団体は7団体。引き続き、経済情勢・経営状況等を踏まえた効率的・効果的な執行体制の構築、事業の不断の見直し、経費の節減、自主財源の確保等に取り組み、経営の安定化を推進。

(2) 職員数

プロパー職員は、専門的な技術・知識の継承や公社の経営状況等を勘案の上、適正配置。県と業務内容が類似した業務は、退職後の県派遣職員への振替も検討。県派遣職員は、事業への公的関与の必要性や行政課題の変化などを総合的に勘案しつつ、適正に配置。

【職員数】

(単位：人)

区 分	R3. 4. 1 (①)	R4. 4. 1 (②)	増 減③(②-①)
プロパー職員	1,850	1,867	+17
県派遣職員	363	367	+4
計	2,213	2,234	+21

※プロパー職員の主な増加要因は、社会福祉事業団における介護部門（収益部門）の職員適正配置（欠員補充）等

(3) 給与

給与制度については、県準拠を基本に整備に取り組むとともに、理事長等の常勤役員については、県の特別職に準じて次のとおり給与抑制措置を実施。

区 分	給料	期末手当
理事長等の常勤役員	△2%	△1%

(4) 県財政支出の状況

委託料は、施設老朽化に伴う修繕費などの増加等により 1,010 百万円の増加となったが、補助金は、新型コロナウイルス感染症対策等への支援に要する補助金などの減少等により 18,203 百万円減少した結果、全体としては 16,914 百万円の減。

(単位：百万円)

区 分	実 績 額				増 減	
	R2 年度①		R3 年度②		③(②-①)	
	一般財源		一般財源		一般財源	
委 託 料	26,851	6,263	27,861	6,012	1,010	△251
補 助 金	71,322 (7,273)	3,675 (3,675)	53,119 (6,738)	4,296 (4,296)	△18,203 (△535)	621 (621)
基金充当額	2,807	-	3,086	-	279	-
計	100,980 (36,931)	9,938 (9,938)	84,066 (37,685)	10,308 (10,308)	△16,914 (754)	370 (370)

※ () は、社会福祉協議会における生活福祉資金の貸付、勤労福祉協会及び活性化センターにおける新型コロナウイルス感染防止対策等への支援に係る補助金額を除いた額

(5) 運営の透明性の向上

① 情報公開の推進

全ての団体において、業務・財務等に関する情報をホームページで公表。

② 監査体制の強化

法令で会計監査人必置の団体以外でも外部監査を導入するなど、監査体制強化を推進。

内 容		団体数	備 考
外部 監査	法令により 会計監査人を設置	5団体	社会福祉協議会、社会福祉事業団、 産業活性化センター、農林機構、夢舞台
	独自に 外部監査を実施	4団体	芸術文化協会、土地開発公社、 新西宮ヨットハーバー、スポーツ協会
監事		全32団体	経理事務精通者等を選任 うち10団体においては公認会計士、税理士を登用

(6) 第三者委員会による助言等

社会経済情勢の変化や県民ニーズ、民間活力の積極的活用や民間との役割分担を踏まえ、県の公社等に対する財政支出や人的支援の適正化を図るため、外部有識者等で構成する公社等運営評価委員会を活用して経営改善に向けた取組みを推進。

【公社等運営評価委員会委員（任期：R4.4.1～R7.3.31）】

分 野	氏名（◎委員長）	役 職 等
地方行財政	◎金崎健太郎	武庫川女子大学経営学部教授
企業経営	加納 郁也	兵庫県立大学国際商経学部教授
金 融	河上 哲也	(株)三井住友銀行公共・金融法人(神戸)部長
法 務	柴田 眞理	フローラ法律事務所 弁護士
会計監査	中尾 志都	EY新日本有限責任監査法人 公認会計士
県民代表	長沼 隆之	(株)神戸新聞社論説副委員長
経営コンサル	藤本 秀俊	(有)神戸経営支援センター代表取締役

Ⅲ 業務改革の推進

1 概要

ICTを活用して、行政手続のオンライン化、定型業務の効率化等に取り組み、県民等の利便性向上と職員の業務効率化の両立を図る業務改革を推進。

2 推進体制

(1) 新しい働き方推進委員会 (R4.6 設置)

昨年度まで、業務改革は「業務プロセス見直し PT」、働き方改革は「働き方改革推進委員会」を中心に、別々の体制で推進してきたが、これらを統合して業務改革と働き方改革を一体的に推進する『新しい働き方推進委員会』を設置。

〔委員長〕 総務部長 〔副委員長〕 財務部長

〔委員〕 職員局長、財務部次長、各部総務担当次長、出納局長

(2) 業務改革推進委員会 (R3.6 設置)

業務改革の推進に向け、外部有識者から幅広く助言等を得るため昨年度に設置。

・R4年度第1回 (R4.8下旬予定) : 『新しい働き方推進プラン(仮称)』について

【委員6名 (R4.8時点)】

分野	氏名 (◎委員長)	役職
学識経験者 〔2名〕	上村 敏之	関西学院大学経済学部教授
	開本 浩矢	大阪大学大学院経済学研究科教授
民間事業者 〔2名〕	有賀 亮平	P&Gジャパン執行役員
	大日向由香里	(株)パソナグループ常務執行役員
ICT 専門家 〔2名〕	◎市瀬 英夫	デル・テクノロジーズ(株)デジタルトランスフォーメーションオフィスマネージャー
	岩崎 尚子	早稲田大学電子政府・自治体研究所教授

3 主な取組

(1) 新しい働き方推進プラン(仮称)の策定【総務部共管】

コロナ禍を契機とした新しい働き方に、県庁が率先して取り組み着実に推進するため、新たに『新しい働き方推進プラン』を策定 (策定期間: R4.10頃)。

【プラン構成 (案)】

取組の柱	主な取組項目
柔軟で多様な働き方の推進	時差出勤・フレックスタイム制の活用、在宅勤務等テレワークの活用など
休暇・休業制度の取得促進	男性職員の育休や子育て・介護に係る休暇の取得促進など
超過勤務の縮減	長時間勤務職員の業務見直し、タイムマネジメントスキルの向上など
ICTを活用した業務改革の推進 【財務部所管】	ペーパーレス化の推進、オンライン化の推進、キャッシュレスの推進など
職員の意識改革 【総務部共管】	職員研修等による意識啓発、表彰・提案制度の活用など

(2) 書面規制・対面規制の見直し

R3年度は、モデル的に業務プロセスの抜本的な見直しを行った事業を実例に、必要最低限の書面規制や対面規制へと見直すことを中心に総点検を実施。

R4年度は、昨年度の総点検を踏まえた見直し内容のさらなる横展開等を実施予定。

【R3年度の見直し実績】

項目	件数	主な見直し内容
書面規制	597	申請様式の統廃合、記載項目の見直し等
対面規制	259	メール・郵送・Web申請等を可能とする見直し

(3) 押印の見直し

R3年度は、見直し対象を県独自の手続から国の法令等に基づく手続へ拡大し、99.1%の手続で押印を廃止。存続の28手続（印鑑登録証明書付き実印を求める手続等）は、国や他の自治体の動向を注視し、見直し状況を踏まえて廃止を検討。

【押印の見直し状況（R4.8時点）】

区分	①全体 手続数	②廃止 手続数	存続数		廃止率 (②/①)
			廃止済	廃止予定	
合計	3,195	3,167	3,155	12	99.1%

(4) サテライトオフィスの設置・運営

在宅勤務を補完する手段として、各県民局・県民センターの総合庁舎などに設置（R4.8現在 20カ所(57席)）。今後策定される新しい働き方推進プラン(仮称)や設置場所ごとの運用状況などを踏まえ、執務環境の向上等を検討。

【R3～R4年度の利用状況】

R3		R4 (7月末時点)
緊急事態宣言・まん延防止等重点措置期間	左記以外の期間	
延べ1,982名 (1日平均14.0名)	延べ639名 (1日平均6.4名)	234名 (1日平均2.9名)

【サテライトオフィス設置庁舎等】

本庁2号館、新長田、神戸高等技術専門学院、西宮、宝塚、伊丹、三田、加古川
明石街づくり対策室、社、三木、姫路、西播磨、龍野、豊岡、新温泉、和田山
柏原、篠山、洲本

(5) 職員提案の実施

職員一人ひとりが行財政運営について自ら考え、自律的、多発的に施策・事業の創意工夫や変革の提案がなされるイノベーション型県政を実現するための取組の一環として、職員から県の施策や事務改善等に関する意見の提出を求める職員提案を実施。

① 令和4年度実施内容

募集にあたっては、広く職員に周知するとともに、特に経験者採用職員、民間派遣職員等に対し、民間経験等を踏まえた提案を呼びかけ。さらに、過去の実現提案の内容紹介やその改善効果を庁内で共有し、提案に向けた職場風土を醸成。

ア 提案課題

- (ア) 業務の簡素化に関すること
- (イ) 柔軟で多様な働き方の推進に関すること
- (ウ) 職員の人材育成に関すること
- (エ) その他（ネーミングの導入、広告収入の確保等自主財源確保に関すること等）

イ 提案件数

区 分	件 数
業務の簡素化に関すること	107
柔軟で多様な働き方の推進に関すること	35
職員の人材育成に関すること	34
その他	76
合 計	252件

※ 追加で8月中に行政特別研修生への提案募集を実施予定

ウ 今後の予定

- (ア) 提案内容の審査：8～11月
 - ・ 関係部局における提案内容の実現性等の検討、評価、審査会での審査
- (イ) 受賞提案の決定：12月
 - ・ 優れた提案については、関係課へ実施に向けた検討を依頼

【参考：実現した提案例】

年度	提案名	内容
R3	Office マクロのコード共有による業務効率化	エクセルの VBA 研修テキストを全庁掲示板に掲示することでマクロ活用手法を共有することにより、業務を効率化
R2	Outlook へのメール・添付ファイル保存マクロの標準搭載	庁内メール (outlook) に、メール本文や添付ファイルをワンクリックで指定したフォルダに一括保存できるマクロを標準搭載することにより業務を効率化
	各職員の担当事務の共有化	毎年度各所属の事務分掌を全庁掲示板に掲示することで、各職員の担当事務を共有化することにより、連絡調整業務を効率化。(※事務分掌とあわせ配席図も共有化)

IV ひょうご事業改善レビューの実施

1 概要

イノベーション型の行財政運営の実現を目指す取組の一環として、外部有識者の意見やアイデアを加えて施策改善を図る「ひょうご事業改善レビュー」を実施。

2 レビューの進め方

(1) 令和4年度レビュー対象事業の選定・自己評価

外部委員からの意見をもらうことで、ブラッシュアップを図ろうとする事業を選定し、事業の有効性の観点等から施策改善に向け事業の自己評価を実施。

選定にあたっての観点	事業数【30事業】
①民間との協働・民間の活躍促進	5事業
②より効果的な施策の展開	21事業
③県民利便性の向上	4事業

※このほか、目標設定に対しても外部委員のヒアリングを実施（7事業）

(2) 外部委員会の開催

自己評価を踏まえ、外部委員会において、施策改善等の観点や、業務手続の簡素化、プロセスの改善などについて各部へのヒアリングを実施。

・8～9月に6回程度、委員会を開催予定（第1回 8月17日（水））

氏名（◎：委員長）	役職
◎上村 敏之	関西学院大学経済学部 教授
小田垣 栄司	株式会社ノヴィータ 代表取締役会長
瀧井 智美	株式会社 ICB 代表取締役
福田 直樹	兵庫県立大学大学院社会科学部研究科経営専門職専攻 准教授
別府 幹雄	株式会社ガバメイツ 代表取締役社長 コニカミノルタパブリテック株式会社 代表取締役社長
米田 小百合	公認会計士

(3) 予算編成等への反映

自己評価に加え、外部委員会、県議会、市町、関係団体等の意見も踏まえ、翌年度当初予算編成に向けた施策検討や予算要求に反映。

3 スケジュール

令和4年	～7月	対象事業の選定・自己評価、自己評価結果の公表
	8月～9月	外部委員会の開催・意見とりまとめ
	10月～	外部委員会の意見等の公表
	10月～11月	県・市長会・町村会意見交換会（仮称）での意見交換
	11月	県政改革審議会における意見聴取
令和5年	2月	最終公表

V 内部管理制度の適切な運用

1 内部管理の推進

地方自治法の規定に基づき、令和2年3月に策定した「兵庫県内部管理基本方針」のもと財務に関する事務を対象とし同年4月から運用を開始。今年度は、令和3年度の運用状況等について評価・公表を実施。

(1) 内部管理制度の目的

- ① 事務の効率的・効果的な遂行 ② 財務報告等の信頼性の確保
③ 事務に関わる法令等の遵守 ④ 資産の保全

(2) 対象事務

知事の担任する事務のうち、自治法第150条第1項第1号に規定する財務に関する事務

(3) 適用範囲

行政組織規則に規定する本庁及び地方機関に該当する組織が行う事務

(4) 評価対象期間

毎年4月1日から翌年3月31日まで（評価基準日は、評価対象期間最終日の3月31日）

(5) 推進体制

職名等	役割
内部管理推進会議 (知事(議長)、副知事、各部長等で構成)	内部管理の推進に係る重要事項等を決定
内部管理総括責任者(財務部長)	内部管理の整備及び運用を推進する実務的な責任者
内部管理財務担当責任者(会計管理者)	財務に関する事務上のリスクの識別、評価及び対応並びに内部管理の評価の責任者
内部管理責任者 本 庁：各部長等 地方機関：県民局長・県民センター長	各部局等における内部管理の実務的な責任者
内部管理総括推進員 本 庁：各部局総務担当次長、 地方機関：副局長・副センター長	各部局等における内部管理の具体的な取組を推進 ※内部管理総括責任者及び内部管理総括推進員で構成する内部管理推進委員会を設置 ※取組を補佐する内部管理副総括推進員(各部局等の総務担当課長)を設置
内部管理推進員(所属長)	各所属における内部管理の取組を推進

(6) 推進組織

区分	所管課	役割
総括部局	県政改革課	内部管理体制の整備及び運用を推進
推進部局	出納局会計課	財務に関する事務のリスクの識別・分類、分析・評価等、リスク対応策の取りまとめ
評価部局	出納局審査・指導課	内部管理の整備状況及び運用状況の独立的評価、内部管理評価報告書の作成

(7) 取組内容

内部管理の整備、運用、評価、改善・是正の4つの流れを基本として制度を運用

区 分	取 組 内 容
整備	・各部局等及び各職員の具体的な取組のよりどころとなる内部管理の推進要綱や実施要領等（マニュアル）を策定 ・リスク評価シートにより、全庁的リスクや各所属におけるリスクの識別・分類、分析・評価し、必要なリスクに対し、リスク対応策を整備
運用	・リスク対応策の実施、対応内容の点検及び不備があった場合の改善等、各所属の着実な取組を推進 ・各所属の自己評価や出納局による独立的評価により、取組の実効性を確保
評価	・内部管理の整備状況・運用状況の評価を行い、評価報告書を作成
改善・是正	・内部管理の評価の過程で発見された不備については、適時適切に改善及び是正

(8) 監査委員による審査等

監査委員による内部管理評価報告書の審査・意見や、監査委員との意見交換等を実施

(9) 内部管理評価報告書の県議会への提出及び公表

監査委員の意見を付けた内部管理評価報告書を県議会に提出・公表

(10) 知事部局以外の取組

知事部局以外の行政委員会・公営企業等は、知事部局の取組を参考に、既存の会計事務の審査体制を活用して、リスクの識別・評価、対応等を推進

2 令和4年度の主な取組内容

(1) 各所属による取組の徹底

- 各所属において、重点リスクとその対応策を記載したリスク評価シートを整備
- 本監査・会計事務指導等の結果を踏まえた所属重点リスクの見直しや自己評価の実施
- 出納局による会計事務指導・会計審査を通じた独立的評価の実施
- 自治研修所における階層別研修や出納局だよりを通じた意識啓発
- 全庁重点リスクの追加（諸手当の支給）
- 内部管理制度の認知度についてのアンケート調査の実施及び実施を通じた制度周知

(2) 内部管理推進委員会の開催

区分	開催日	主な内容
第1回	R4. 4. 11	・制度の概要、周知の徹底 ・業務レベルの内部管理の取組み ・質疑応答、意見交換
第2回	R4. 7. 15	・令和3年度内部管理評価報告書（案） ・内部管理制度の認知度調査結果 ・質疑応答、意見交換
第3回	R4. 11月 （予定）	・本監査の結果を踏まえた所属重点リスクの見直し・対応策の整備 ・内部管理報告書の審査結果、監査委員との意見交換内容の共有

(3) 監査結果等の活用

- 会計管理者は、監査結果等の情報を踏まえ、会計事務指導を実施
- 推進組織は本監査の結果を踏まえ、全庁的リスクの見直しや対応策の整備に活用

(4) 内部管理評価報告書の作成等

- 内部管理評価報告書（評価対象：令和3年度の財務に関する事務）の作成
- 監査委員による内部管理評価報告書の審査等
- 内部管理評価報告書の県議会への提出・公表